

素案のため、今後変更する可能性があります

摂津市都市計画マスタープラン 案

令和 6（2024）年 ●月

摂 津 市

目 次

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の改定にあたって……………
2. 計画の位置付け ……………
3. 計画の構成 ……………

第2章 現状の整理

1. 社会潮流の整理 ……………
2. 上位計画の整理 ……………
3. 現況の整理 ……………
4. 都市構造の評価 ……………
5. 市民意識調査結果の整理……………

第3章 基本理念及び目標・将来都市構造

1. 基本理念及び目標……………
2. 人口フレーム ……………
3. 将来都市構造 ……………

第4章 全体構想

1. 全体構想の考え方……………
2. 都市防災に関する方針……………
3. まちづくり（市街地整備・都市施設）に関する方針……………
4. 公共交通に関する方針……………

第5章 立地適正化計画

1. 立地適正化計画について……………
2. 誘導区域・誘導施設……………
3. 防災指針 ……………
4. 目標値 ……………

第6章 地域別構想

- 1. 地域区分
- 2. 北部地域
- 3. 中部地域
- 4. 西部地域
- 5. 東部地域

第7章 計画の実現に向けて

- 1. 計画の実現に向けて.....

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の改定にあたって

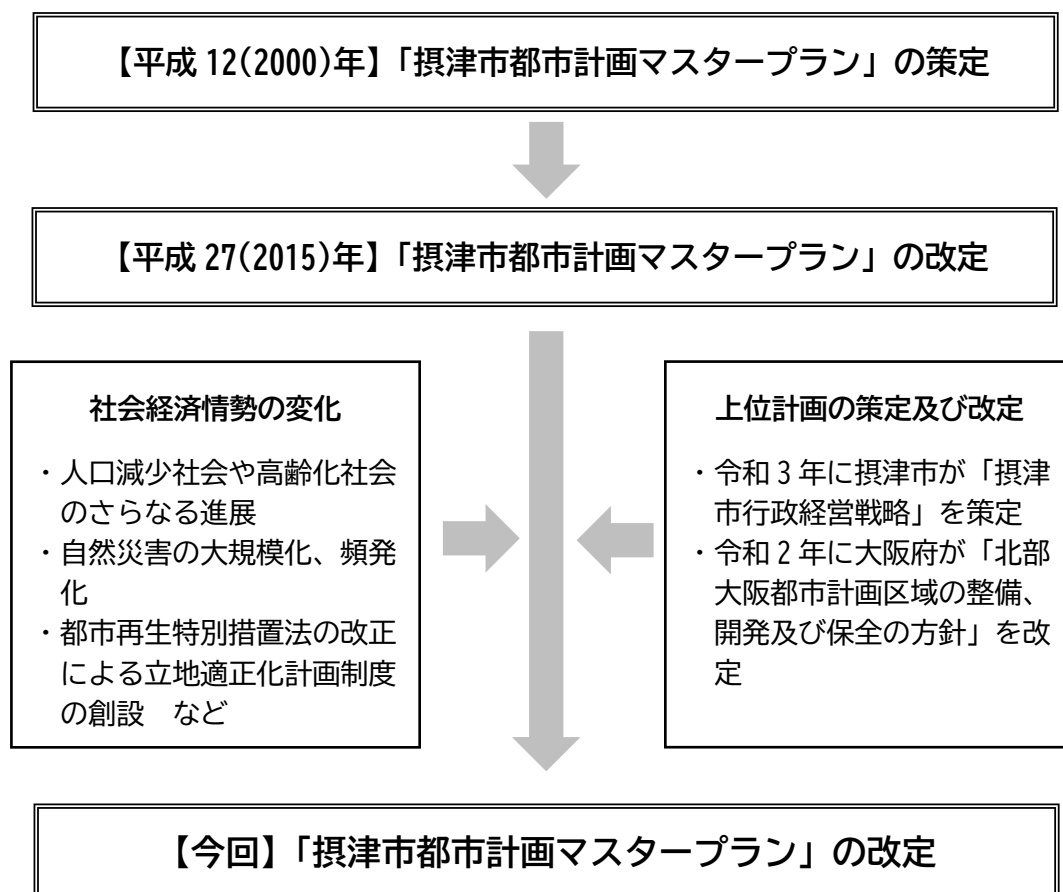
都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

本市では、平成 12（2000）年に「摂津市都市計画マスタープラン」を策定し、「未来をひらき心豊かに住み続けるまち・せつつ」を目標像にまちづくりを進めてきましたが、その後の社会経済情勢の変化や上位計画の改定などを受け、平成 27（2015）年に「みんなでつくる 摂津のまち すごい“わ”」を基本理念とした計画の改定を行い、吹田操車場跡地における北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりや JR 千里丘駅西地区の市街地再開発事業、阪急京都線連続立体交差事業等の都市基盤整備を進めてきました。

そのような中、人口減少社会や高齢化社会のさらなる進展、自然災害の大規模化・頻発化、都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度の創設など、まちづくりに関わる社会経済情勢が大きく変化するとともに、上位計画である大阪府の「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が令和 2 年に改定されたことや、「摂津市行政経営戦略」を令和 3 年に策定いたしました。

これらを踏まえて、今回「摂津市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

■ 改定の経過



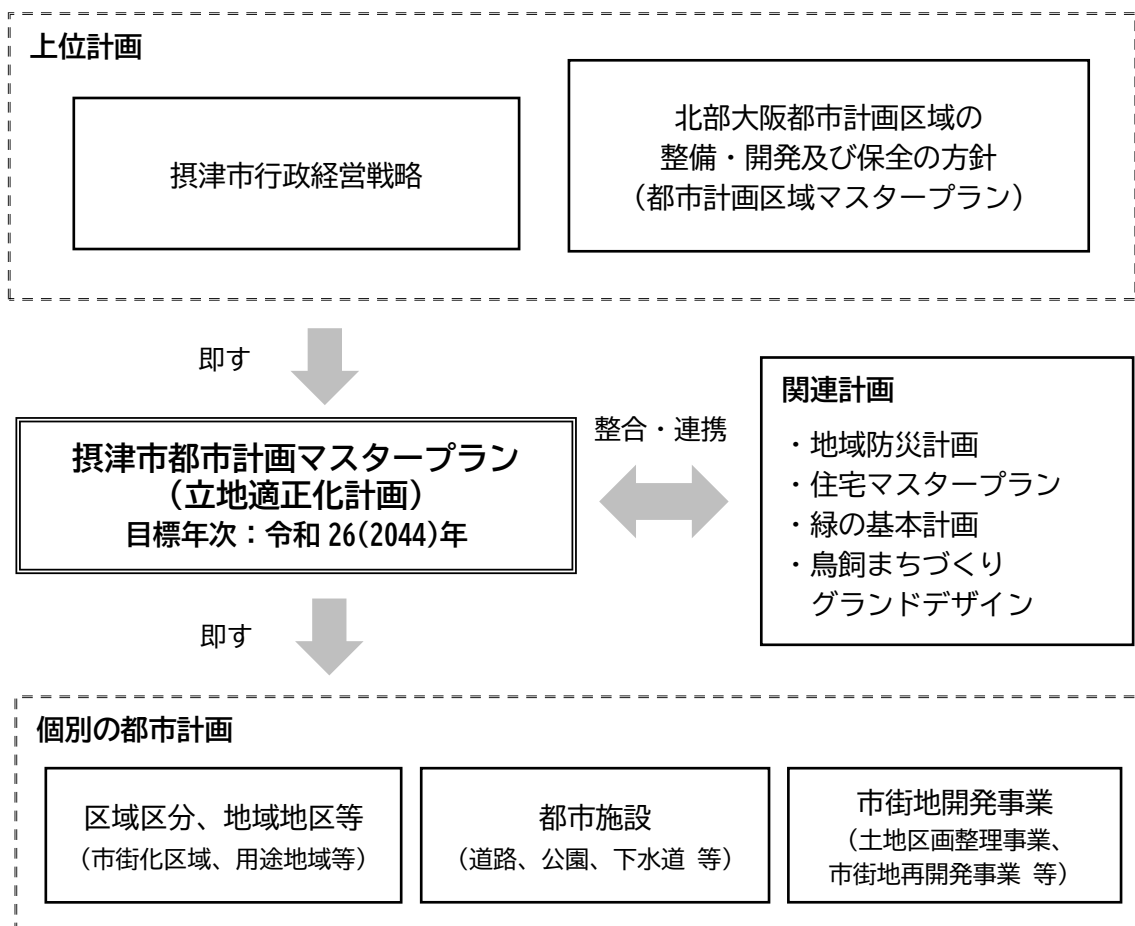
2. 計画の位置付け

本計画は、「摂津市行政経営戦略」等の上位計画に即し、本市が定めるその他分野における関連計画との整合・連携を図りながら定める必要があるとともに、個別の都市計画は本計画に即して決定・変更を行うことになります。

また、上位計画にも示されている持続可能なまちづくりの実現をめざすため、都市再生特別措置法の改正を受け創設された立地適正化計画を包含する計画として策定を行います。

なお、本計画は概ね 20 年後のまちの将来像を展望した計画であることから、目標年次は令和 26（2044）年としますが、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを検討します。

■ 計画の位置付け



3. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章：都市計画マスタープランとは

- ・ 本計画の改定の必要性、位置付け、役割等を整理します。



第2章：現状の整理

- ・ 社会潮流や上位計画、都市構造の評価等を行い、本市の現状を整理します。



第3章：基本理念及び目標・将来都市構造

- ・ 現状の整理結果を踏まえ、本市の計画の方向性を定めます



第4章：全体構想

- ・ 目標の実現に向け、部門ごとの方針を定めます。



第5章：立地適正化計画

- ・ 立地適正化に向けた誘導区域・誘導施設、防災指針等を設定します。



第6章：地域別構想

- ・ 全体構想等の内容について、地域ごとの方針を示します。



第7章：計画の実現に向けて

- ・ 本計画の実現に向けた方法を示します。

第2章 現状の整理

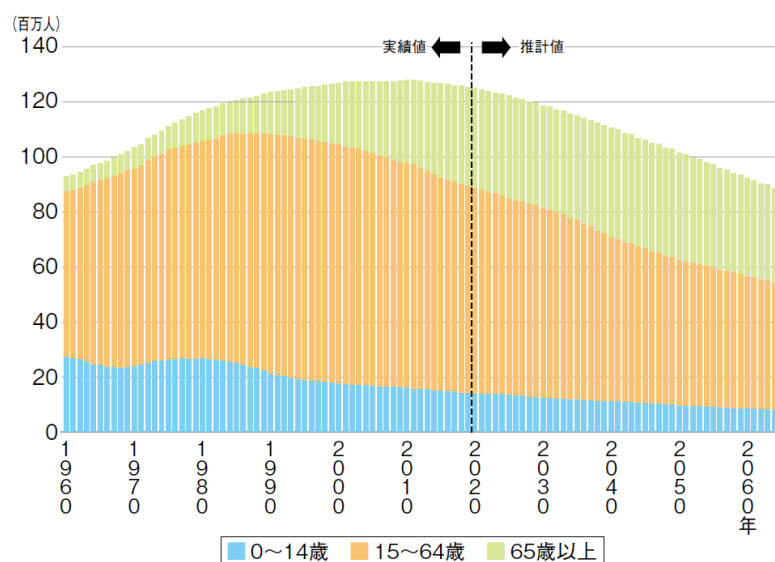
1. 社会潮流の整理

本市を取り巻く社会潮流を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化社会の進展

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）が平成 29（2017）年に公表した日本の将来推計人口（平成 29 年推計）によると、我が国の総人口は令和 42（2060）年に約 9,300 万人まで減少する見込みとされています。

また、年齢 3 区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）に対して、老年人口（65 歳以上）の占める割合が将来的にも高くなっており、人口減少・少子高齢化社会の進展が顕著となっています。



出典：摂津市行政経営戦略

(2) 都市再生特別措置法等の改正（コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり）

人口減少・少子高齢化社会の進展に伴い、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法の一部が改正されました。

これを受け、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づく都市構造への転換を推進していくため、立地適正化計画の策定の必要性が提唱されています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）への関心の高まり

SDGs は、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に掲げられた世界共通の目標です。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

目標の達成に向けて世界各国で尽力していく必要があり、それぞれの地域で一人ひとりが協力していくことが求められています。



(4) 環境への負荷軽減

温室効果ガス総排出量は、平成 26（2014）年度以降 6 年連続で減少しており、令和元（2019）年度の排出量（速報値）は、算定している平成 2（1990）年度以降、最少を更新しています。

国は、令和 32（2050）年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロ（※）にする「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。

※ CO₂ 等の温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する

(5) 自然災害の大規模化・頻発化

近年、我が国では、大規模な地震が頻繁に発生し、大きな被害をもたらされています。今後は、30 年以内に 70～80%と非常に高い確率で、甚大な被害をもたらす南海トラフ地震の発生が予想されています。

また、台風やゲリラ豪雨等の豪雨災害も相次いで発生しており、令和 4 年度国土交通白書によると、降水量については短時間強雨の発生頻度が直近 30～40 年間で約 1.4 倍に拡大したとされるなど、自然災害の大規模化や頻発化が顕著となっています。

2. 上位計画の整理

本計画は、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「摂津市行政経営戦略」等の上位計画に即す必要があることから、それぞれ整理を行います。

【大阪府】北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)(令和2(2020)年10月策定)

「北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象として、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものです。

■ 大阪の都市づくりの基本目標

- 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- 多様な魅力と風格ある大阪の創造

■ 大阪の都市づくりの方向性

- 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- 災害に強い都市の構築
- 産業・暮らしを支える都市環境の整備
- 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- 地域資源を生かした質の高い都市づくり

■ 大阪の都市づくりの視点

- 大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

【摂津市】摂津市行政経営戦略（令和3（2021）年6月策定）

「摂津市行政経営戦略」は、摂津市総合計画と摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、分かりやすく・見やすく・活用しやすくするため一体化した計画であり、持続可能なまちづくりの推進に向け、目指す将来像・7つのまちづくりの目標のもと、10分野29施策の取組を総合的に示しています。

本市のめざす将来像としては、「みんなが育む つながりのまち 摂津」を掲げるとともに、基本計画では、本計画に係る「土地利用」や「道路・交通」等の都市整備に関する分野等の方向性を示しています。

■ 基本構想：めざす将来像

みんなが育む つながりのまち 摂津

■ 基本構想：まちづくりの目標・政策

- 市民が元気に活動するまち
政策1：市民が活躍するまちにします
- みんなが安全で快適に暮らせるまち
政策1：都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします
政策2：生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします
- みどりうるおう環境を大切にするまち
政策1：地球にやさしく美しい住みよいまちにします
政策2：自然豊かな憩い、安らぐまちにします
政策3：誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
- 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち
政策1：平和と人権を大切にするまちにします
政策2：男女共同参画社会を実現するまちにします
- 誰もが学び、成長できるまち
政策1：生涯学習を通じて心豊かなうるおいと安らぎを感じるまちにします
政策2：自ら学び、自ら考えることのできる子どもを育むまちにします
政策3：文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします
- 活力ある産業のまち
政策1：産業を支え、活力のあるまちにします
政策2：勤労者を守り、いきいきと働くことができるまちにします
- 計画を実現する行政経営
政策1：市民の視点に立った質の高い行政経営を行います

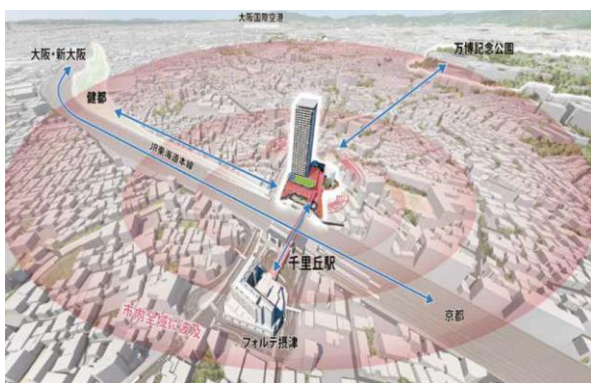
■ 基本計画：土地利用（抜粋）

<基本方向>

駅前のにぎわい創出や住工共存を図るとともに、自然環境や景観に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めます。

<現状と課題>

- ・賑わいを創出する駅前
- ・鳥飼地域のまちづくりビジョン



<分野計画>

- 駅前・面整備の推進
 - ・ JR 千里丘駅西地区周辺
 - ・ 阪急正雀駅前地区周辺
- 景観に配慮した良好な住環境の形成
 - ・ 市街地の景観形成
 - ・ 狭隘道路の拡幅整備促進
- 鳥飼まちづくりの推進
 - ・ 少子高齢化への適応
 - ・ 公共交通の確保・維持
 - ・ 防災力の向上
 - ・ コミュニティ活動の活性化

■ 基本計画：道路・交通（抜粋）

<基本方向>

市域全体の道路ネットワーク整備を進めるとともに、少子高齢化等の社会状況を踏まえた公共交通を維持確保し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境をめざします。

<現状と課題>

- ・ 安心・安全な道路環境づくり
- ・ 開かずの踏切の解消
- ・ コンパクトなまちの公共交通・自転車利用



<分野計画>

- 踏切除却の推進
 - ・ 連続立体交差事業の推進
- 道路交通環境の整備
 - ・ 道路ネットワークの強化
 - ・ 生活道路の交通安全対策
- 移動の円滑化の推進
 - ・ 公共交通の確保・維持
 - ・ 自転車活用の推進
 - ・ 違法駐車・駐輪の防止
 - ・ 交通安全の推進

3. 現況の整理

本市の現況として、人口や土地利用、都市交通等の客観的データについて、把握・分析を行い整理します。

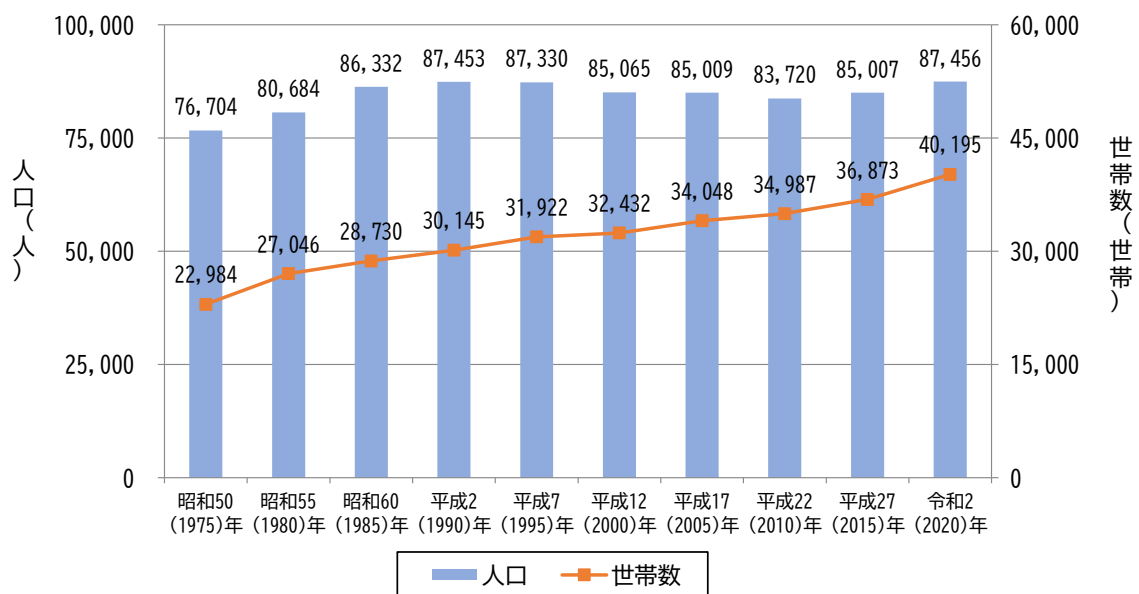
3-1. 人口

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口の推移をみると、平成以降は徐々に人口が減少傾向となっており、平成 22 (2010) 年には 83,720 人まで減少しましたが、近年は南千里丘や吹田操車場跡地の土地区画整理事業による大規模なマンション開発等により、令和 2(2020)年時点で 87,456 人まで人口が増加しています。

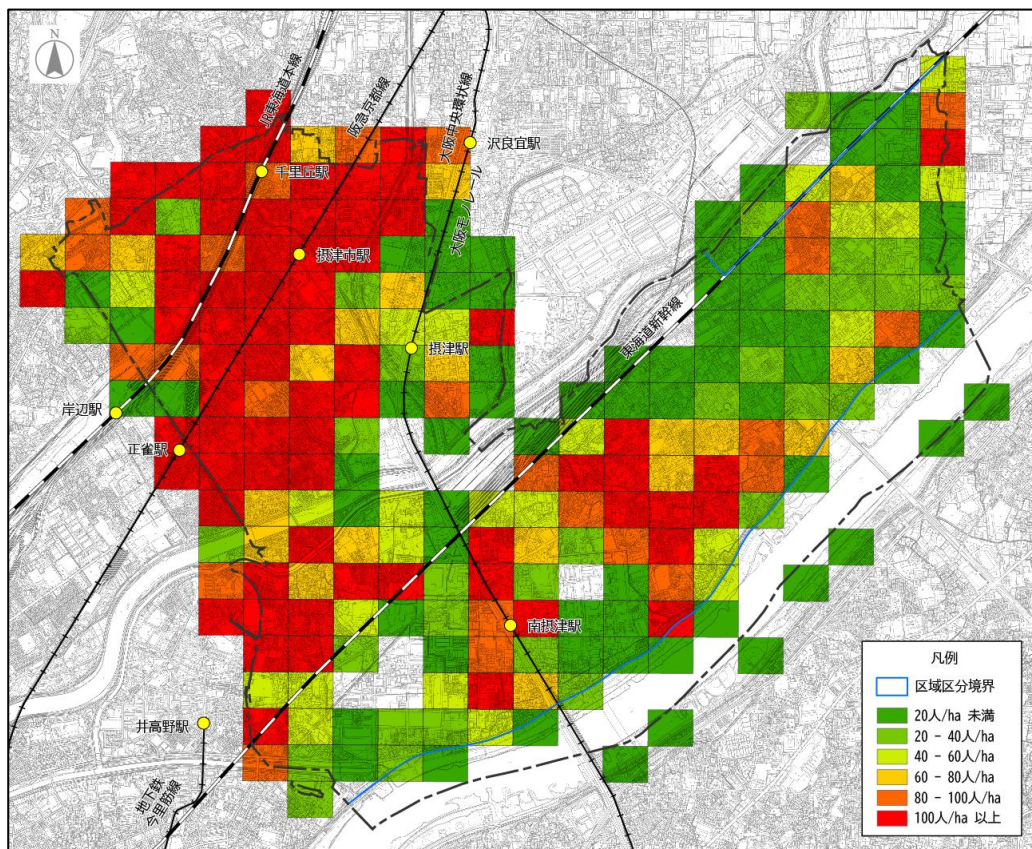
また、世帯数は年々増加しており、人口増加の要因と合わせて、核家族世帯や単身世帯数の増加が影響していると推測されます。

■ 人口・世帯数の推移



出典：国勢調査

■ 令和2（2020）年：人口密度図（250mメッシュ）

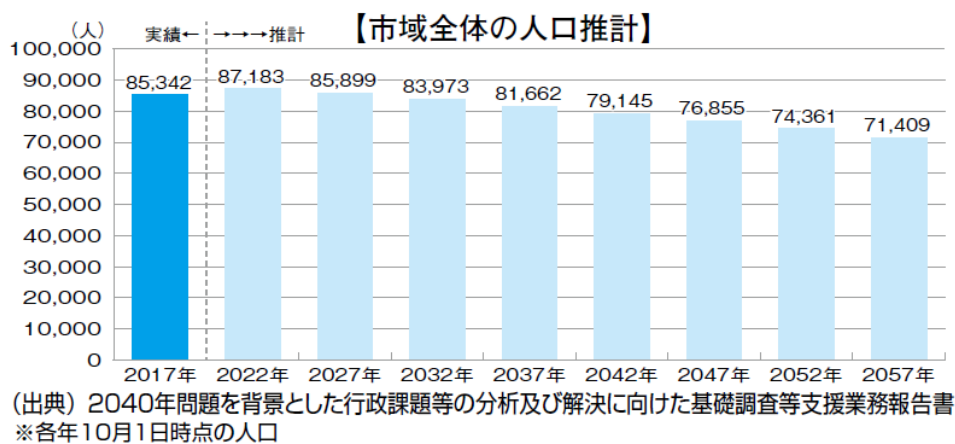


出典：国勢調査

(2) 将来推計人口

本市の将来推計人口は、近年の本市の人口が増加傾向ではありますが、全国的な傾向と同様に減少するものと予測されています。

■ 将来推計人口



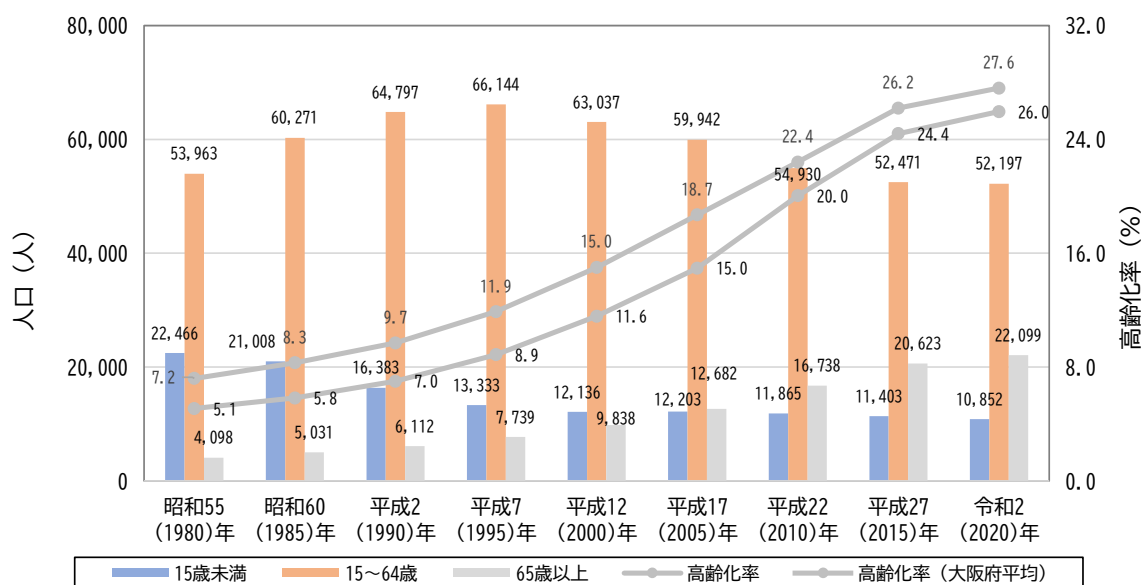
出典：摂津市行政経営戦略

(3) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口や15歳～65歳未満の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加しており、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進行していますが、近年の人口増加の主な要因である大規模マンション開発等の影響により、年少人口は過去の減少傾向と比較しても近年は微減傾向にとどまっています。

一方で、高齢化率は26.0%となっており、大阪府平均よりは低い数値ですが、高齢化の進行が顕著となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



※ 年齢不詳は含まない

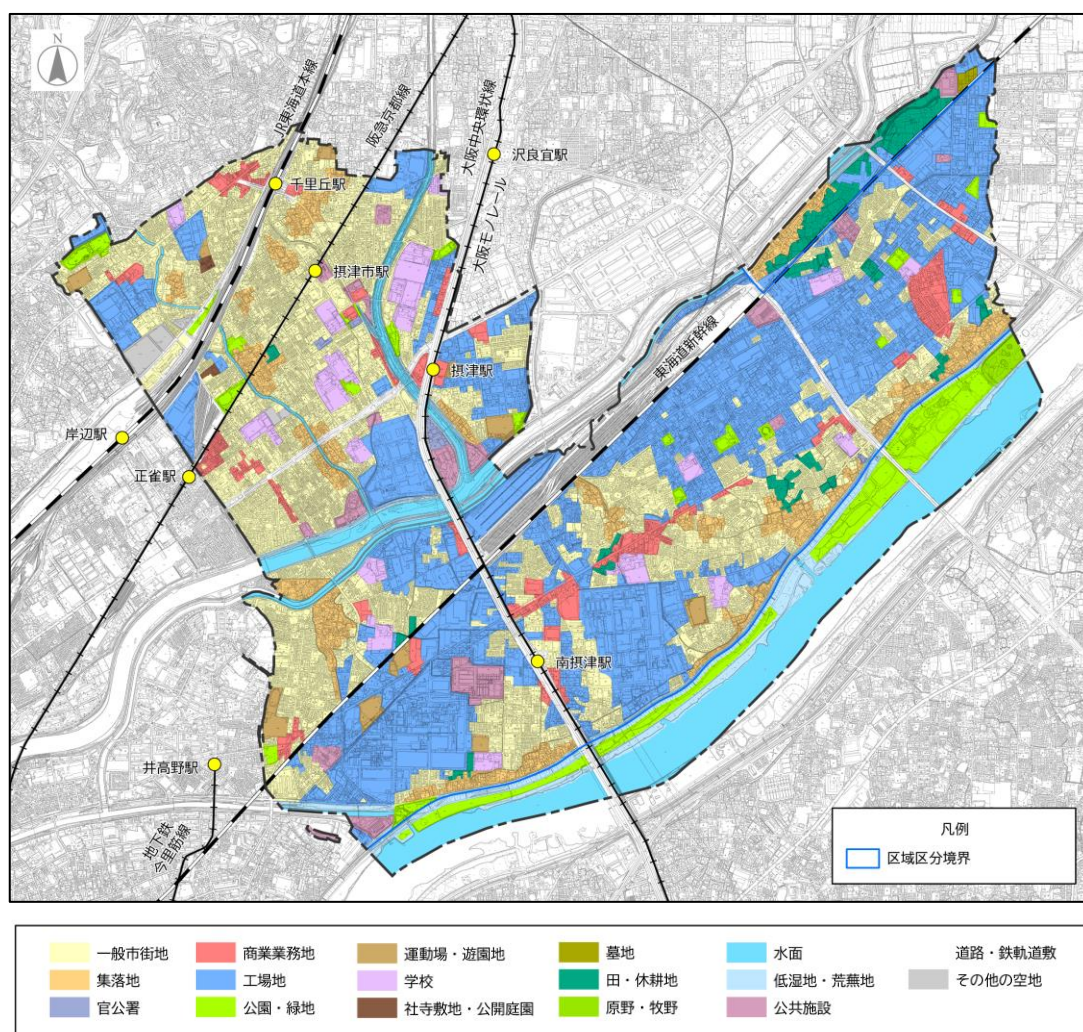
出典：国勢調査

3-2. 土地利用

本市の土地利用の状況として、安威川以北では、鉄軌道駅をはじめとする主要インフラが整備され、都心部近郊の利便性の高い居住エリアを形成しています。

安威川以南では、緑豊かな田園の面影を残しつつ、土地区画整理事業等により、大阪北部における物流拠点として周辺都市に比べて昼間人口が多い、住工共存エリアを形成しています。

■ 土地利用現況図



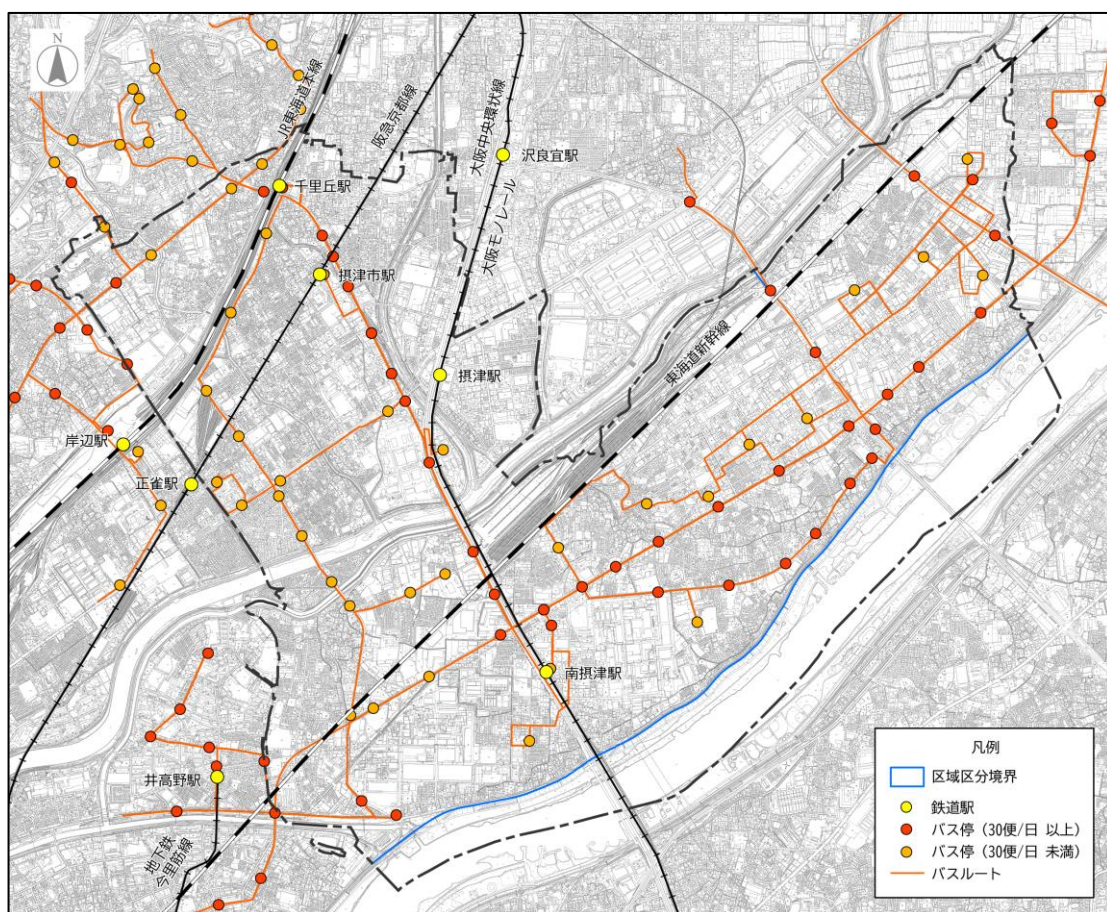
出典：令和2（2020）年度都市計画基礎調査

3-3. 公共交通

本市の公共交通の状況をみると、安威川以北では、JR 東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールと鉄軌道網が広がり、市外へのアクセスが比較的容易となっています。

安威川以南の鳥飼地域では、バスが移動の中心となっている一方、別府地域では大阪市営地下鉄井高野駅との距離が近く、大阪市方面にアクセスし易くなっています。

■ 公共交通の現況図

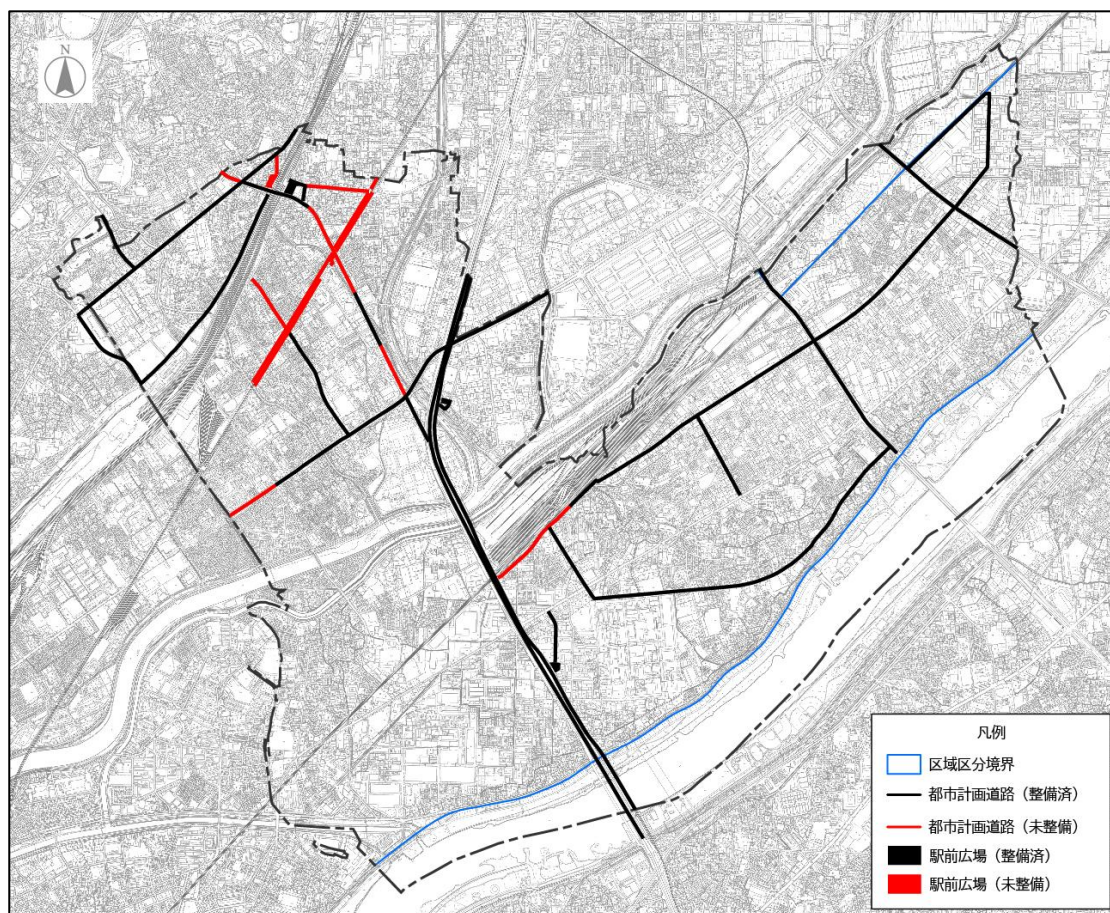


3-4. 都市施設

都市計画道路の整備状況をみると、府決定路線の整備率が 91.2%、市決定路線の整備率が 69.3%であり、全体の整備率が 77.2%となっています。

未整備及び概成済の路線としては、千里丘駅西地区の再開発事業に関わる千里丘駅前線や千里丘三島線の一部区間、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業に関わる阪急東1号線や西1号線、阪急遊歩道1号線などとなっています。

■ 都市計画道路の整備状況図



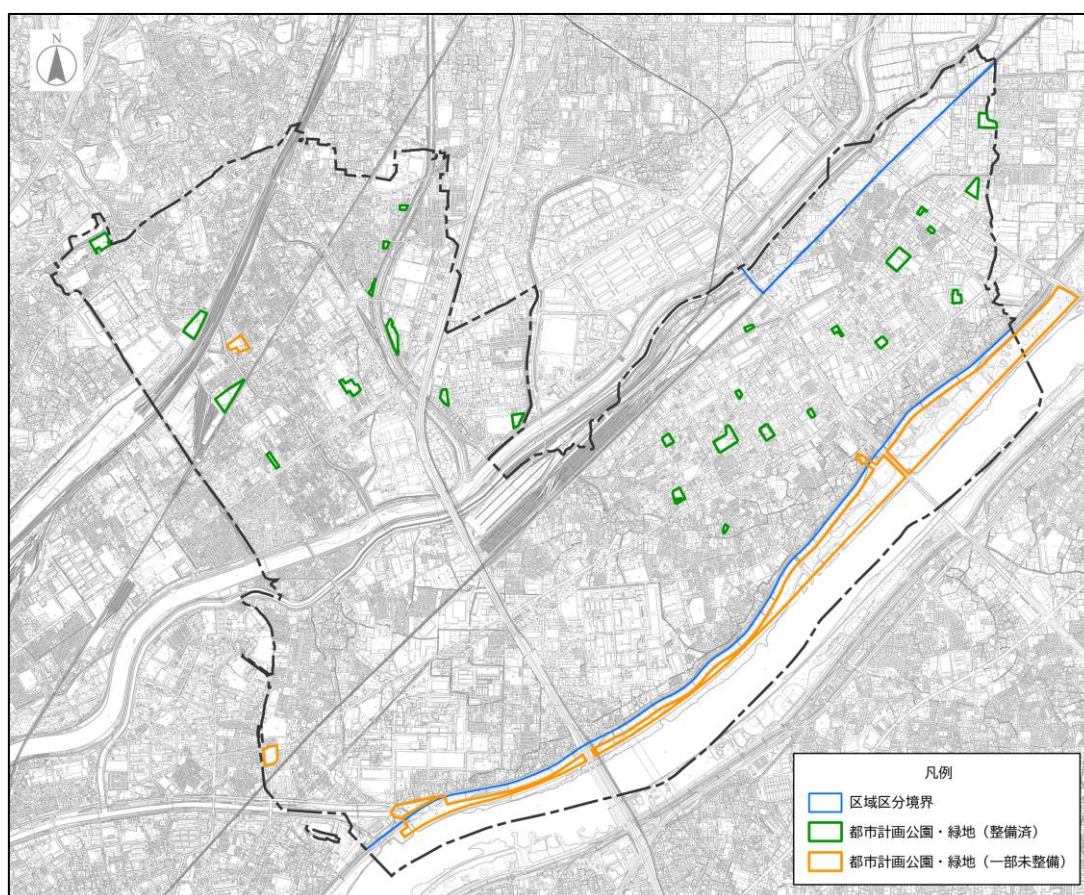
種別	路線数	計画延長 (m)	整備済 (m)	整備率 (%)
府決定	5	8,850	8,070	91.2
市決定	19	15,620	10,830	69.3
合計	24	24,470	18,900	77.2

都市計画公園・緑地の整備状況をみると、街区公園の整備率が 95.6%、近隣公園の整備率が 100%、緑地の整備率が 59.6%となっており、都市計画公園はほぼ整備済となっています。

また、公共下水道における下水道人口普及率は、令和 2（2020）年度時点で 99.2%となっています。

その他の都市計画施設として、火葬場、ごみ焼却場、リサイクルプラザ等を都市計画決定しています。

■ 都市計画公園・緑地の整備状況図



種別	箇所数	計画面積 (m)	整備済 (m)	整備率 (%)
街区公園	24	8.43	8.06	95.6
近隣公園	5	5.70	5.70	100.0
緑地	2	42.30	25.20	59.6
合計	31	56.43	38.96	69.0

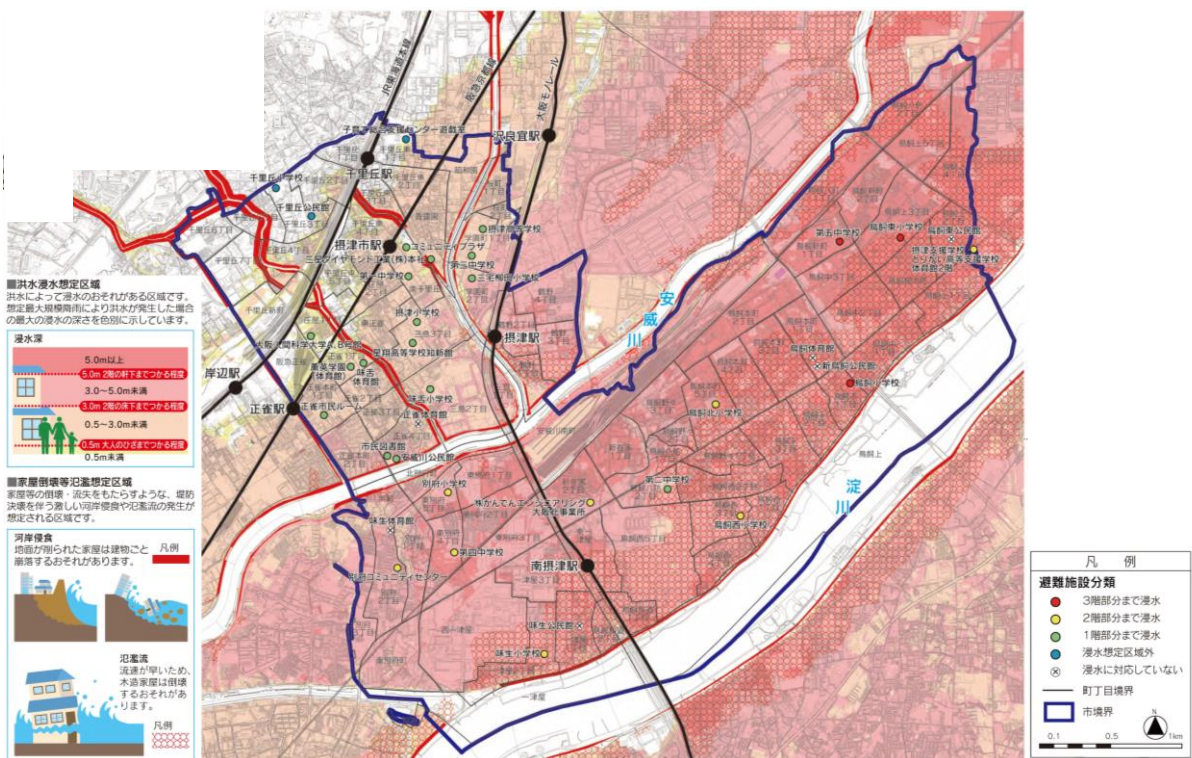
3-5. 災害

本市では、阪急京都線以北の一部区域を除き、ほぼ市全域が浸水想定区域に含まれており、最大5～10mの浸水被害の発生が予測されています。

また、地震の確率論的地震動予測地図をみると、千里丘地域の一部を除くほぼ全域で、今後30年において震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が50%を上回っています。

なお、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域などのその他の災害に関する区域指定はありません。

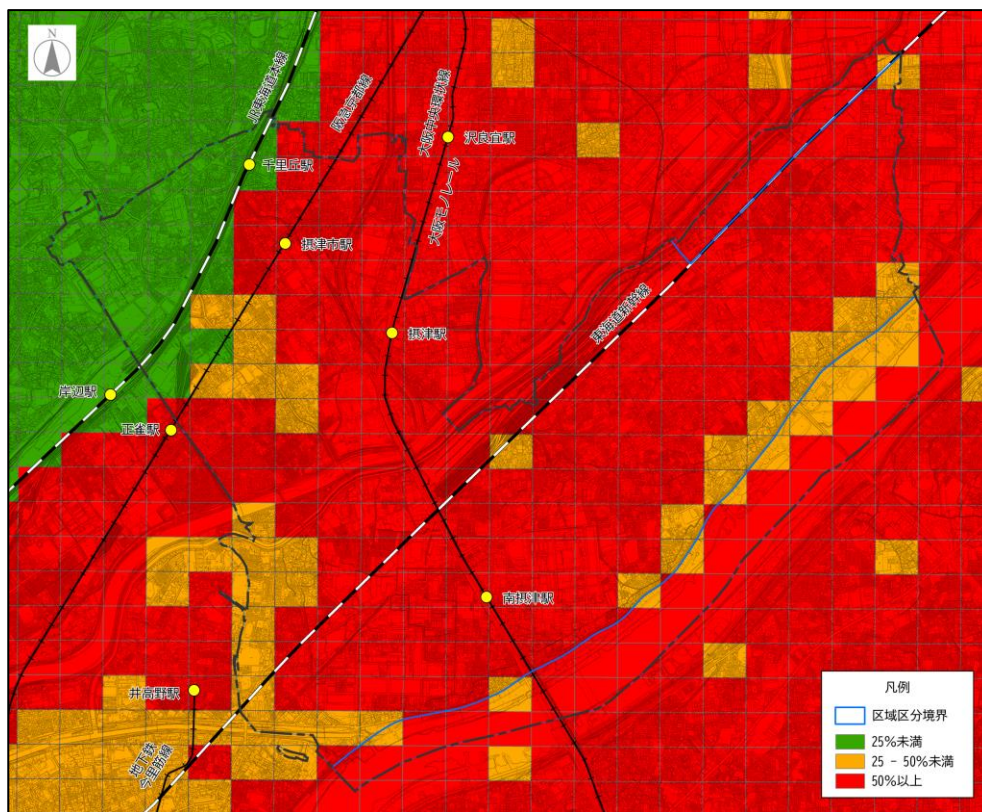
■ 浸水想定区域図



出典：防災ブック

■ 地震：確率論的地震動予測地図

(30年・震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図)



出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所

4. 都市構造の評価

本市の都市構造における課題を見える化するため、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づき、都市構造の評価を行います。

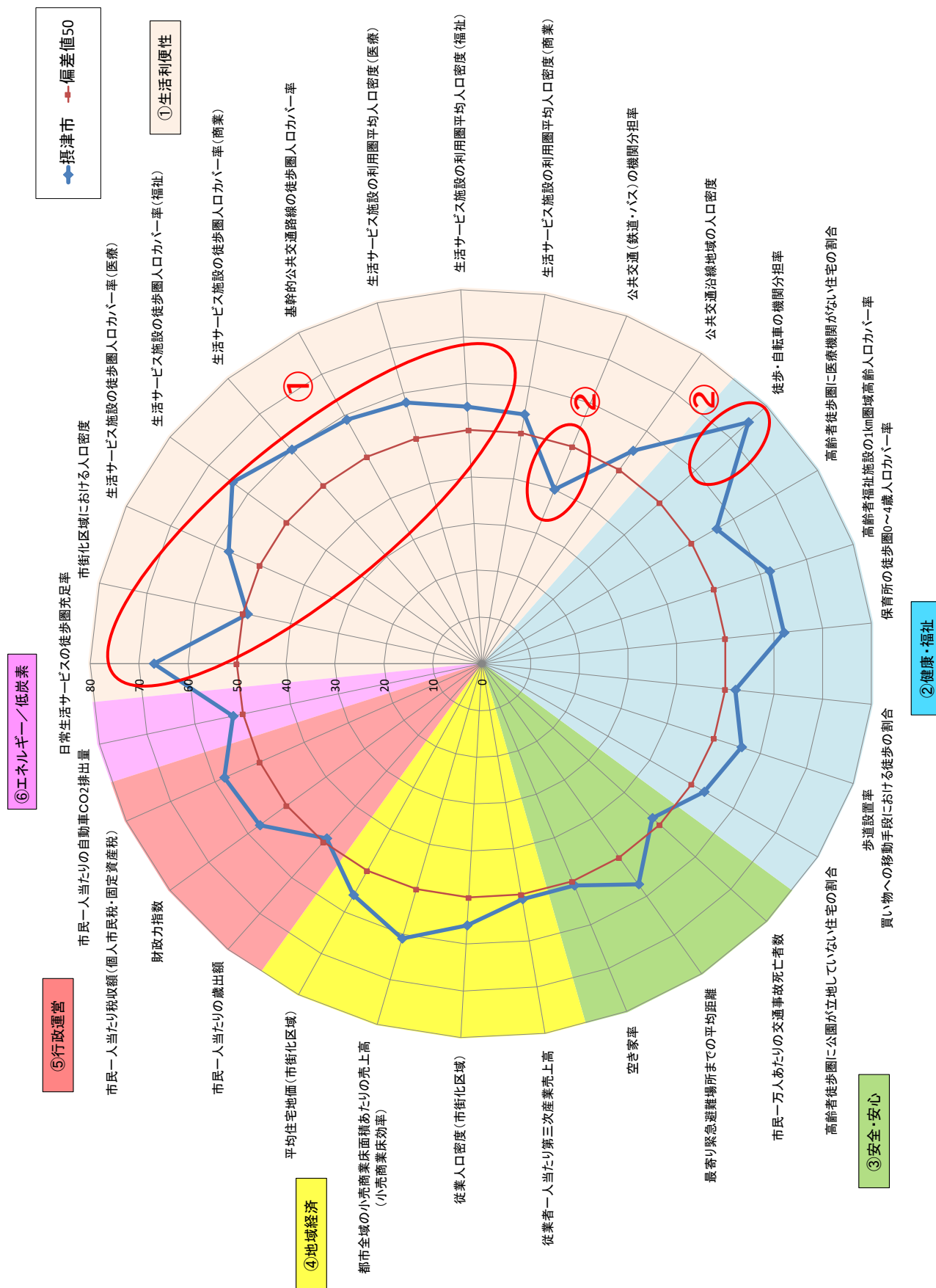
- ①各種生活サービス施設及び基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率が高く、それぞれの利用圏平均人口密度も高くなっています。
- ②また、公共交通（鉄道・バス）の機関分担率が低いものの、徒歩・自転車の機関分担率が高くなっており、本市は既にコンパクトでまとまりのある都市構造であることが分かります。

■ 都市構造の評価結果（三大都市圏との比較）

評価指標			単位	三大都市圏		浜田市	偏差値
				平均値	標準偏差		
① 生活利便性	適切な都市機能の誘導	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	33.6	23.4	73.1	67
		市街化区域における人口密度	人/ha	66.8	30.1	62.9	49
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療)	%	89.4	13.4	98.3	57
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(福祉)	%	56.1	30.7	100.0	64
		生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(商業)	%	68.7	22.6	91.7	60
		基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	66.6	19.6	83.5	59
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度(医療)	人/ha	42.3	29.8	66.4	58
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(福祉)	人/ha	43.9	34.1	59.9	55
		生活サービス施設の利用圏平均人口密度(商業)	人/ha	51.1	31.3	65.0	54
	公共交通サービス水準の向上	公共交通(鉄道・バス)の機関分担率	%	27.9	10.2	17.8	40
		公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	50.5	32.1	67.0	55
② 健康・福祉	徒歩行動の増加と健康の増進	徒歩・自転車の機関分担率	%	34.0	6.7	50.5	75
	都市生活の利便性の向上	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%	40.8	20.9	29.0	56
		高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	59.8	33.9	100.0	62
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	75.2	20.0	100.0	62
		買い物への移動手段における徒歩の割合	%	25.7	9.8	28.1	52
	歩きやすい環境の形成	歩道設置率	%	72.0	18.7	83.7	56
		高齢者徒歩圏に公園が立地していない住宅の割合	%	37.1	25.8	30.6	53
③ 安全・安心	市街地の安全性の確保	市民一人あたりの交通事故死者数	人	0.19	0.23	0.23	48
		最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	527.8	251.6	351.5	57
	市街地の荒廃化の抑制	空き家率	%	4.6	2.4	4.4	51
④ 地域経済	ビジネス環境の向上とサービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	16.1	8.1	17.1	51
		従業人口密度(市街化区域)	人/ha	21.0	14.2	29.7	56
		都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	102.0	25.0	130.0	61
	健全な不動産市場の形成	平均住宅地価(市街化区域)	千円/㎡	116.0	80.0	161.9	56
⑤ 行政運営	都市経営の効率化	市民一人当たりの歳出額	千円	374	116	385	49
		財政力指数	—	0.84	0.24	1.01	57
	安定的な税収の確保	市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	千円	143.2	58.5	187.1	58
⑥ エネルギー・低炭素		市民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	0.70	0.60	0.60	52

※ 偏差値：各評価指標における三大都市圏の平均値に対する本市の評価

■ 評価結果グラフ（三大都市圏との比較）



5. 市民意識調査結果の整理

本市では、摂津市行政経営戦略の策定に際し、第4次摂津市総合計画基本計画における施策の印象を把握するため、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの取組や、令和3（2021）年度から5年間に注力すべき取組について、意識調査（満足度・期待度）を実施しており、本整理ではその結果を活用し、都市計画分野に関連する市民意識を把握します。

市民意識調査の概要は以下のとおりです。

調査対象： 18歳以上の市民 6,000人（無作為抽出）

調査内容： 回答者の属性

行政施策（50施策）に対する意識（満足度・期待度）

調査方法： 郵送配布・郵送回収（web回答可）

調査機関： 令和2（2020）年7月16日（木）～8月5日（水）

都市計画分野に関連する施策の市民意識について、満足度としては、「道路が安全で移動しやすいまちにします」が最も低く、次いで「駅前周辺がにぎやかなまちにします」、「住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします」となっています。

一方で、期待度としては、「安心して医療が受けられるまちにします」が最も高く、次いで「市民の健康を守るまちにします」、「犯罪の少ないまちにします」となっています。

さらに、重要度が高い施策として、満足度と期待度の差をみると、「道路が安全で移動しやすいまちにします」の差が最も大きく、次いで「駅前周辺がにぎやかなまちにします」、「犯罪の少ないまちにします」となっています。

■ 都市計画分野に関連する施策の満足度と期待度

第4次摂津市総合計画基本計画の体系（抜粋）		平均値		
		満足度	期待度	差
まちづくりの目標：みんなが安全で快適に暮らせるまち				
政策 都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします		2.99	3.71	0.72
施策	良好に土地を利用し安心して暮らせるまちにします	3.19	3.56	0.37
	駅前周辺がにぎやかなまちにします	2.66	3.61	0.95
	多様な世代が暮らす新しいまちをつくります	3.18	3.77	0.59
	道路が安全で移動しやすいまちにします	2.61	3.81	1.20
	公共交通が便利なまちにします	2.92	3.57	0.65
	安全な水を安定的に供給できるまちにします	3.23	3.93	0.70
	公共下水道により快適な生活ができるまちにします	3.14	3.74	0.60
政策 生命・財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにします		3.08	3.79	0.71
施策	住宅環境を整備し安心して居住できるまちにします	2.85	3.51	0.66
	良好な景観のまちにします	3.05	3.72	0.67
	交通事故の少ないまちにします	3.06	3.69	0.63
	犯罪の少ないまちにします	3.04	3.97	0.93
	災害や危機に強いまちにします	3.06	3.92	0.86
	消防・救急救助体制が充実したまちにします	3.44	3.93	0.49
まちづくりの目標：みどりうるおう環境を大切にするまち				
政策 地球にやさしく美しい住みよいまちにします		3.17	3.75	0.58
施策	環境への負荷が少ないまちにします	2.92	3.56	0.64
	循環型社会をつくるまちにします	3.42	3.93	0.51
政策 自然豊かな憩い、安らぐまちにします		3.12	3.74	0.62
施策	水と緑に親しめるまちにします	3.25	3.68	0.43
	多機能で魅力ある公園	2.98	3.79	0.81
まちづくりの目標：暮らしにやさしく笑顔があふれるまち				
政策 誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします		3.11	3.72	0.61
施策	地域の福祉活動が活発なまちにします	3.10	3.63	0.53
	高齢者が地域で自立し生活できるまちにします	3.18	3.72	0.54
	高齢者が社会参加できるまちにします	3.10	3.61	0.51
	安心して介護を受けながら生活できるまちにします	3.12	3.89	0.77
	障害のある人の自立生活が可能なまちにします	3.13	3.68	0.55
	子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします	3.08	3.82	0.74
	ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします	3.05	3.64	0.59
	自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします	2.98	3.43	0.45
	市民の健康を守るまちにします	3.29	4.00	0.71
	安心して医療が受けられるまちにします	3.11	4.01	0.90
	消費者を守るまちにします	3.08	3.51	0.43
まちづくりの目標：活力ある産業のまち				
政策 産業を支え、活力のあるまちにします		3.11	3.59	0.48
施策	商工業が発展するまちにします	3.01	3.57	0.56
	農業に親しめるまちにします	3.20	3.61	0.41

第3章 基本理念及び目標・将来都市構造

1. 基本理念及び目標

本計画における本市がめざす将来像は、上位計画である「摂津市行政経営戦略」に設定されている以下の内容を踏襲します。

<めざす将来像>

みんなが育む つながりのまち 摂津

自分たちの夢を、自分たちの力で実現するまちにしていきます。

摂津市に関わるみんなが、思いを語り、行動し、力を合わせることで、摂津市を「住み続けたいと思える、元気で“ほっ”とする温かいまち」に育てていきます。

(1)「住み続けたい」まちをつくります

市民が「住み続けたい」、市内の事業者が「活動し続けたい」と思うまちを、また、市外の住民から「住みたい」、市外の事業者から「移転したい」「立地したい」と思われるまちをつくります。

(2)「安心」を実感できるまちをつくります

めざす将来像を支える要素として最も大切なのは「安心」です。都市基盤としてハード面の整備をするだけでなく、ソフト面の施策も充実することによって、「安心」を実感できるまちをつくります。

(3)「まち育て」という新しい発想で取り組みます

従来のまちづくりの概念を越えて、摂津市に関わるみんなが連携・協力し、歴史や文化、地域の資源を大切に、自然や環境との調和を図りながら、まちとともに育ち合う「まち育て」という新しい発想により、取組を進めます。

(4)「摂津市らしさ・強み」を生かします

「摂津市らしさ」や「摂津市の強み」を意識し、施策や事業を展開する中でそれらを生かすことにより、摂津市への愛着や親しみを醸成します。

本市がめざす将来像及び現況等の整理結果を踏まえ、都市計画分野における基本理念及び目標を以下のとおりに設定します。

<基本理念>

住み続けたい元気なまち 摂津

安全・安心が実感できる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える環境整備に取り組み、にぎわいと活力があふれる元気なまちを目指します。

<目標>

目標１：安全・安心を実感できるまち

ハード・ソフト両面から市民の生命・財産を守り、日常・災害時において安全・安心を実感できるまちをつくれます。

目標２：誰もが住みやすいと思える快適なまち

道路整備や公共交通の確保・維持により、移動しやすく、福祉等のサービスを楽しむ環境をつくるとともに、都市環境にも配慮し、住みやすく快適なまちをつくれます。

目標３：にぎわいと活力ある魅力あふれるまち

都市機能の集積による拠点の整備や、産業都市である強みを活かすことにより、地域ににぎわいと活力を生み出し、魅力あるまちをつくれます。



3. 人口フレーム

摂津市行政経営戦略における人口推計の結果を踏まえ、計画における 20 年後の令和 26 (2044) 年の人口フレームを 78,000 人に設定します。

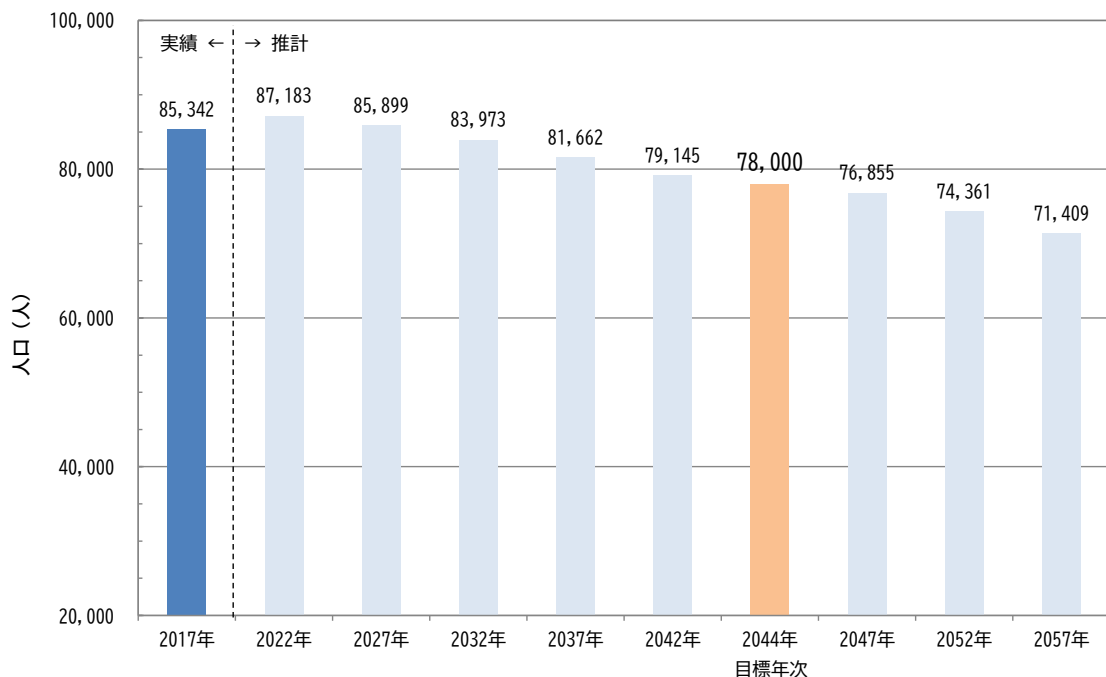
なお、将来人口は減少する想定であるものの、設定した人口フレームでの本市の人口密度は、DID (人口集中地区) の基準である 40 人/ha を大きく上回っていることから、現在の居住地規模を維持しつつ、設定人口の確保を目指します。

■ 将来人口フレーム

令和 26 (2044) 年における将来人口推計 78,000 人

人口密度 52.5 人/ha

■ 将来人口推計



出典：摂津市行政経営戦略を一部加工

4. 将来都市構造

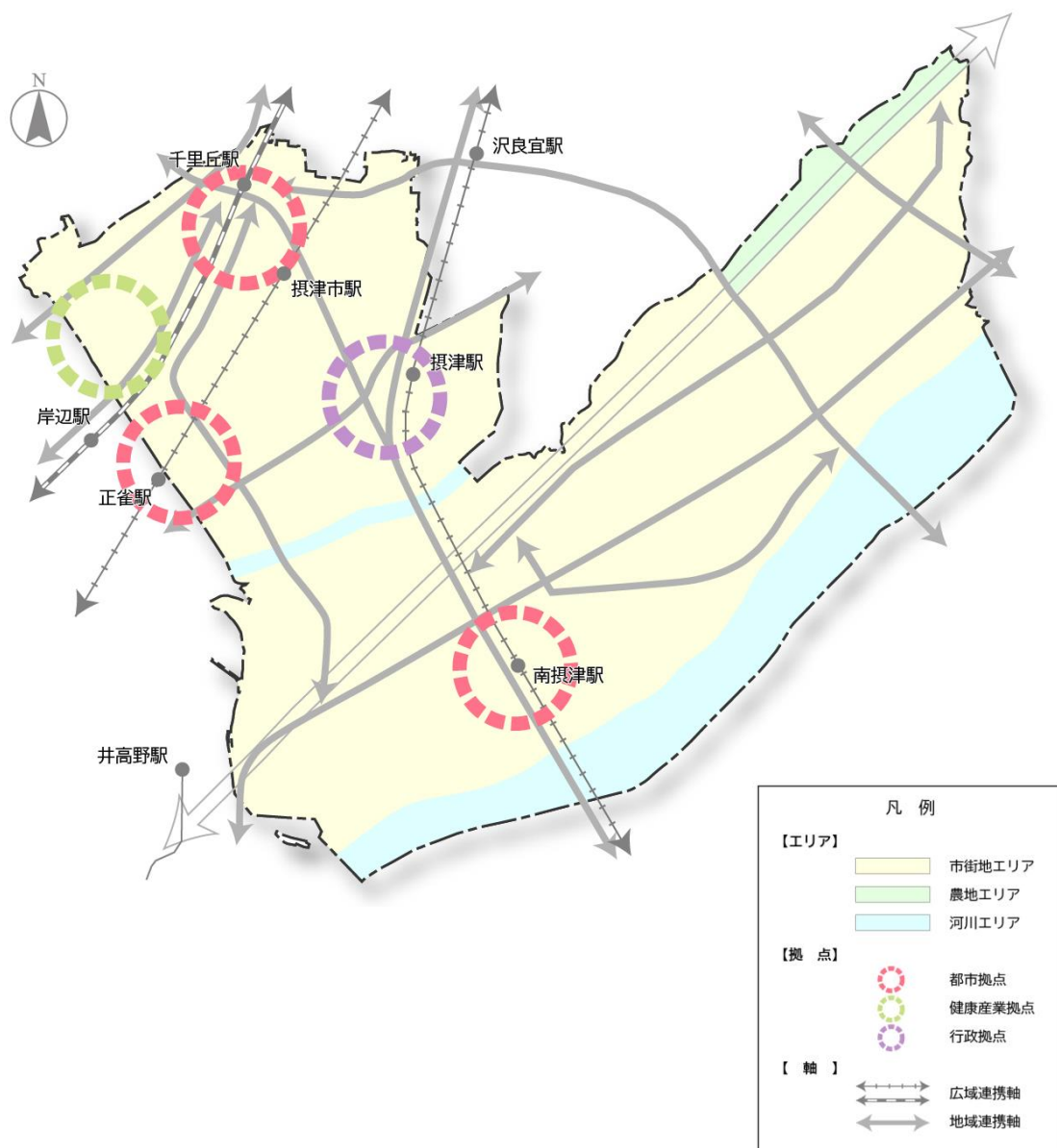
将来人口フレームを踏まえ、基本理念及び目標の実現に向けて、「エリア」、「拠点」、「軸」の3つの構成要素を設定し、本市の目指す将来都市構造を下図のとおりとします。

エリア：土地利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを示すもの

拠 点：今後の主要な都市整備の効果的な投資や各種の都市機能集積を図る箇所

軸：市域内の回遊性向上や広域との交流連携を促進する都市の骨格となるもの

■ 将来都市構造図



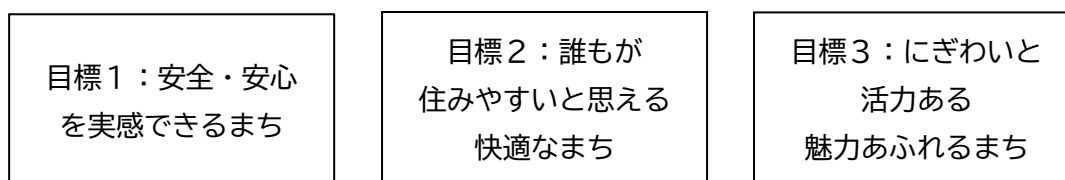
第4章 全体構想

1. 全体構想の考え方

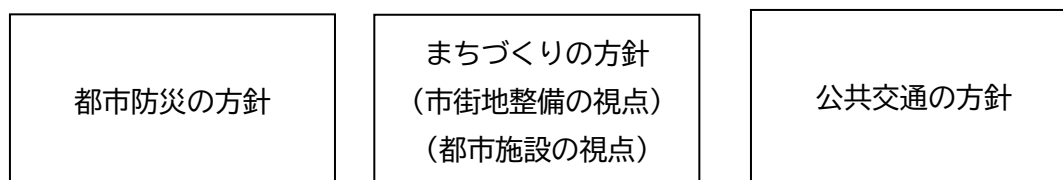
本市は想定される最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、市内の8割以上が浸水するという非常に高い水害リスクが存在することから、これまで実施した都市整備の効果を持続させるとともに、将来の都市整備に対する投資効果を十分発揮させるため、都市防災に対する方針を掲げるとともに、合わせて市民の快適な暮らしやまちのにぎわい、移動しやすい交通の実現に向けて、以下の3つの部門別に方針を設定します。

■ 全体構想

<まちづくりの目標>



<全体構想（部門別方針）>



2. 都市防災の方針

- ・ 浸水想定を踏まえたまちづくり「高台まちづくり」を推進します。
- ・ 一時避難地となる空間の確保や避難路となる道路の整備及び狭隘解消、既存施設の強化・活用、上下水道等のライフラインの強化を図ります。
- ・ 公園・緑地は災害時に対応できる防災空間としての機能を高めます。
- ・ 鳥飼地区において水防活動や災害復旧活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を促進します。
- ・ 浸水被害の軽減に向けて、排水施設の整備を推進し、維持・更新を行います。

(参考) 河川防災ステーションイメージ



出典：国土交通省 HP

3. まちづくりの方針

3－1. 市街地整備の視点

将来都市構造において位置付けた各拠点等に対し、以下のとおりに設定します。

<都市拠点>

- ・交通結節機能の強化や新たな賑わいの創出に向けた整備の推進や、都市機能の集積による利便性向上を図ります。

<健康産業拠点>

- ・国立循環器病研究センター及び健都イノベーションパークを核とした健康と活力の増進につながる機能を誘導します。

<行政拠点>

- ・文化施設や行政施設等の公共施設を中心に、市民活動の拠点としての都市機能の維持・確保や利便性向上を図ります。

<既成市街地整備>

- ・整備した都市施設の効果を継続して発揮させるため、適切な維持管理を行います。
- ・周辺と調和のとれた景観形成や自然環境への配慮を行うなど、地区の特性を活かした快適なまちなみ形成を図ります。
- ・建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、空家の発生予防や利活用を促すなど、安全・安心なくらしの実現を図ります。
- ・市街化区域内の農地については、生産緑地制度を活用した保全を図ります。

3－2．都市施設の視点

<道路整備>

- ・都市間連携の強化に向け、都市間の移動を支える広域幹線道路ネットワークの形成を促進し、地域経済活性化を図ります。
- ・市内道路ネットワークの形成と渋滞解消に向け、他事業とも連携を図りながら、都市計画道路の整備を推進します。
- ・誰もが安全で快適に通行できるよう、生活道路の歩行者安全対策やバリアフリー整備を推進します。

<公園・緑地整備>

- ・公園の魅力向上に取り組むとともに、水辺環境を活かした良好な空間形成を促進します。
- ・誰もが安全に安心して利用できるよう公園・緑地の維持・保全を行います。

<下水道・水路整備>

- ・下水道人口普及率の向上をめざし、下水道の整備を推進します。
- ・安定的な内水排除に向け、老朽化対策、耐震化を推進します。

<その他施設整備>

- ・踏切事故や交通渋滞を解消するとともに市街地の一体化を図るため、阪急京都線連続立体交差事業を推進します。
- ・ごみ処理の広域化に伴う、今後の処理施設のあり方について検討します。

■ 都市施設の整備状況図



4. 公共交通の方針

- ・市内外を結ぶ鉄道及びバス路線を維持するとともに、駅・バス停へのアクセス性を高めます。
- ・利用実態やニーズを踏まえ、持続可能な市内の交通体系を目指します。
- ・公共交通を補完する移動手段として自転車などを位置付け、活用促進に努めます。
- ・新技術の導入による交通利便性の維持・向上を目指します。

(参考) シェアサイクル実証実験の様子



(参考) 公共交通に係る新技術の事例



自動運転車両・石川県輪島市



超小型モビリティ・日産ニューモビリティコンセプト

出典：国交省 HP

第5章 立地適正化計画

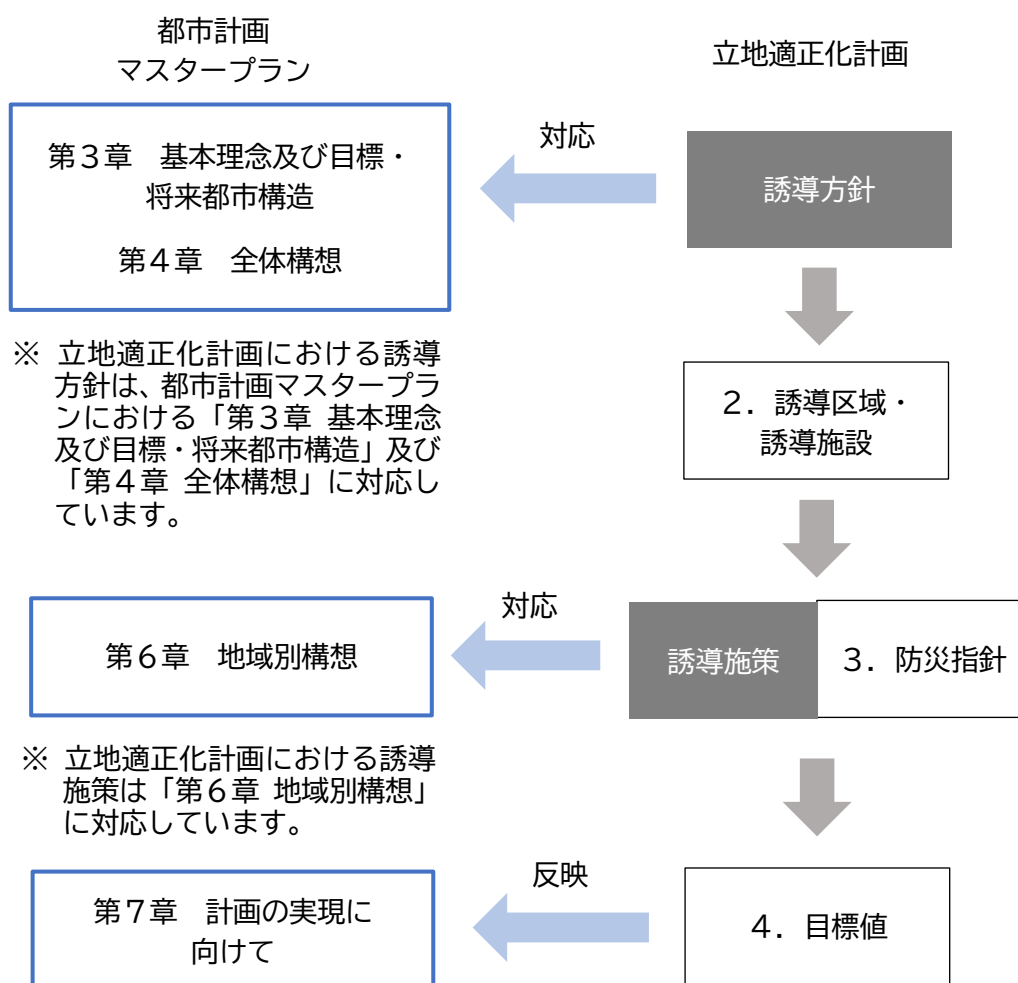
1. 立地適正化計画について

立地適正化計画とは、居住機能や福祉・医療・商業等といった都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、それらを公共交通で連携させることで、持続可能なまちづくりを目指すとする計画です。

本市においては、既にコンパクトな都市構造を有していますが、将来的な人口減少も予測される中で、都市構造を維持するために、都市計画マスタープランと合わせた立地適正化計画の策定を行います。

具体的には、都市計画マスタープランにおける基本理念及び目標や将来都市構造、そして全体構想に基づき、居住誘導区域や都市機能誘導区域といった区域等を設定し、地域別構想に示す施策の実施により、持続可能なまちづくりを目指します。

■ 都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係性



2. 誘導区域・誘導施設

2-1. 居住誘導区域の設定

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

本市では、既に都市構造がコンパクトであるという現状と合わせて、将来的な人口減少下においても、人口密度が DID の基準である 40 人/ha を大きく上回り、一定の人口密度の維持が可能であると将来人口フレームの中で見通しをしています。

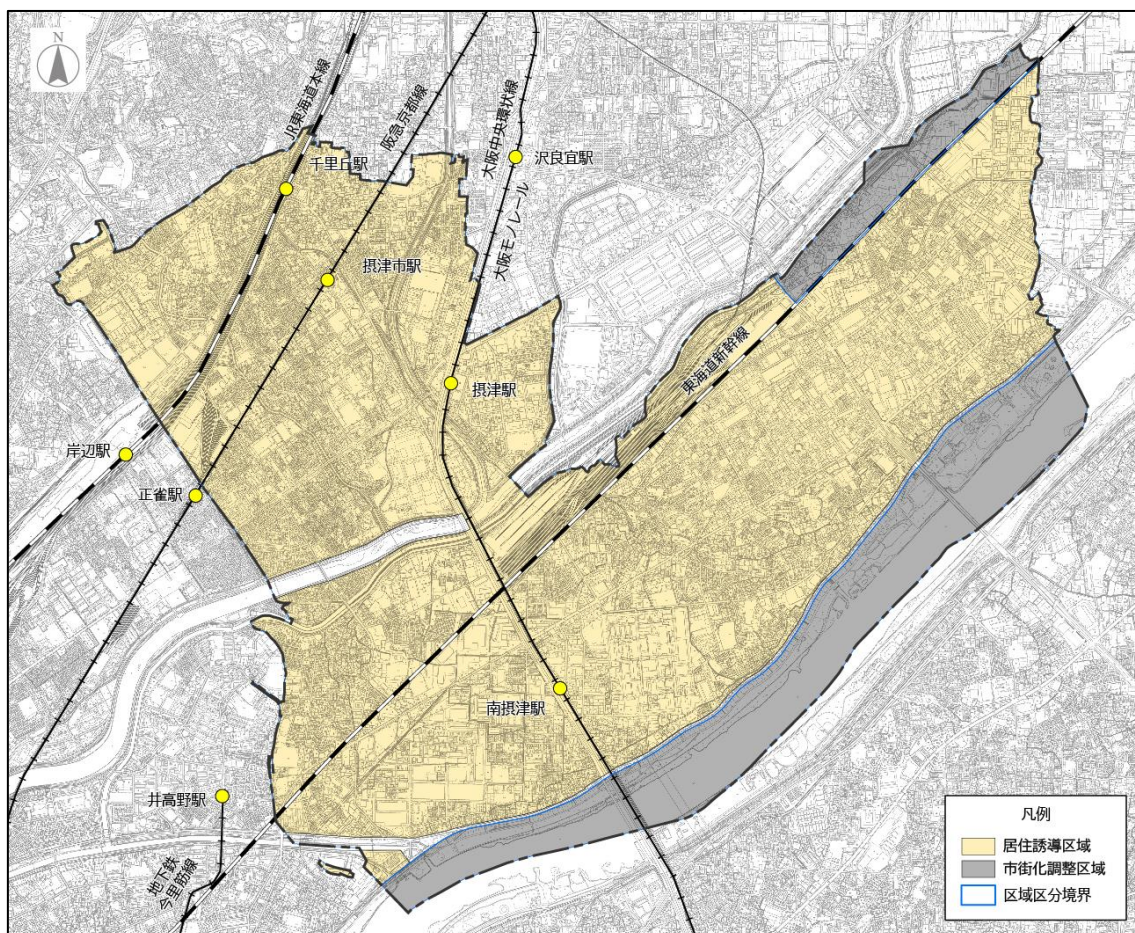
そのため、本市の居住誘導区域は市街化区域全域（用途地域無指定地区は除く）を設定し、全体構想に掲げる各種施策の実施等により人口密度の維持を目指します。

なお、都市計画運用指針（令和 4 年 4 月改正：国土交通省）において、居住誘導区域に含めることが望ましくない区域として定められている区域のうち、本市にも該当する「市街化調整区域」や「生産緑地地区」については区域に含めないこととしますが、「浸水想定区域」に関しては、本市の大部分が該当するため、後述する防災指針の策定により災害リスクを踏まえた防災・減災対策を図ることを前提として、区域に含めることとします。

■ 居住誘導区域に含めることが望ましくない区域（都市計画運用指針）

区域		本市の状況	対応
居住誘導区域に含めない区域	市街化調整区域	あり	含めない
	災害危険区域のうち、住宅の建築が禁止されている区域	なし	－
	農振農用地区域等	なし	－
	保安林区域	なし	－
	地すべり防止区域	なし	－
	急傾斜地崩壊危険区域	なし	－
	土砂災害特別警戒区域	なし	－
	浸水被害防止区域	なし	－
原則として居住誘導区域に含めない区域	津波災害特別警戒区域	なし	－
	災害危険区域	なし	－
総合的に勘案し居住を誘導すべきでないとは判断される場合、原則として居住誘導区域に含めない区域	土砂災害警戒区域	なし	－
	津波災害警戒区域	なし	－
	浸水想定区域	あり	含める
	地区計画により住宅の建築が制限されている区域	なし	－
慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域等	なし	－
	地区計画等により、住宅の建築が制限されている区域	なし	－
	宅地化が進まず居住の誘導を図るべきでないとは判断される区域	なし	－
	工業系用途地域のうち、工場の移転により空洞化が進展するものの、居住の誘導を図るべきでないとは判断される区域	なし	－
その他の区域	生産緑地地区	あり	含めない

■ 居住誘導区域



※ 生産緑地地区は含めない

ただし、生産緑地法第 14 条において行為の制限が解除されたものは居住誘導区域とする

2-2. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

<都市機能誘導区域>

都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図る区域です。

本市の都市機能誘導区域は、生活サービス施設の誘導に向けた意思表示として、将来都市構造において位置付けた拠点周辺の土地利用や用途地域の指定状況を踏まえ、拠点間のつながりをもたせた具体的な区域を設定します。

■ 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針）

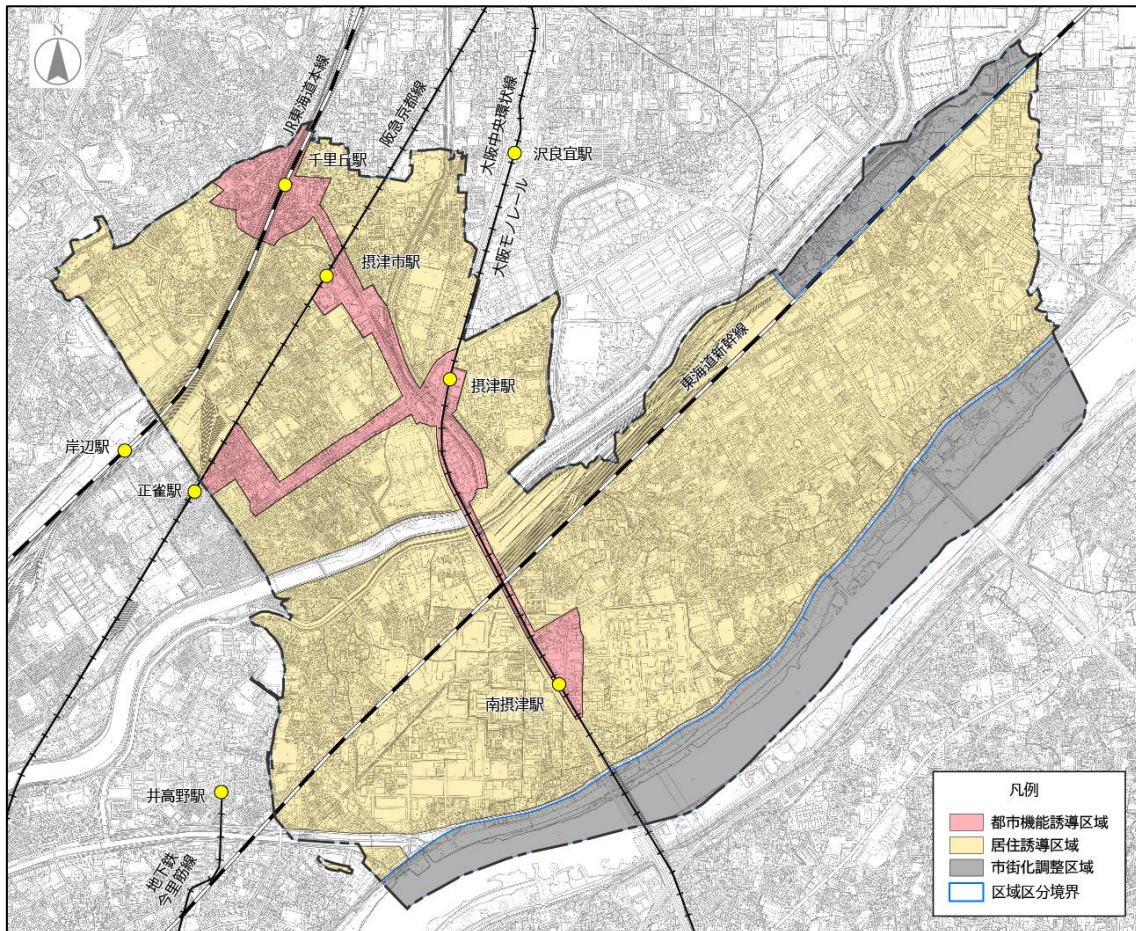
- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める

<誘導施設>

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を位置付けるものです。

既にコンパクトな都市構造を有している本市では、生活サービス施設が広く全域に必要であることから、誘導施設は市の中心部に将来にわたって維持していく必要のある施設を設定します。

■ 都市機能誘導区域



※ 生産緑地地区は含めない

ただし、生産緑地法第 14 条において行為の制限が解除されたものは都市機能誘導区域とする

■ 誘導施設

機能	施設
行政機能	市役所 保健センター
文化機能	文化ホール

2-3. 届出制度

届出制度は、都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条、第 108 条の 2 に基づき、居住誘導区域外における住宅開発の動向、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地状況等の把握を目的とした制度です。

① 居住誘導区域外における届出制度

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅の開発又は建築等行為を行おうとする場合は、着手の 30 日前までに市への届出が必要になります。

■ 届出の対象となる行為

開発行為	・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの
建築等行為	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅等とする場合

② 都市機能誘導区域外における届出制度

都市機能誘導区域外において、誘導施設に関する開発又は建築行為を行おうとする場合は、着手の 30 日前までに市への届出が必要になります。

■ 届出の対象となる行為

開発行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

③ 都市機能誘導区域内における届出制度

都市機能誘導区域内において、誘導施設の休廃止を行おうとする場合は、着手の 30 日前までに市への届出が必要になります。

■ 届出の対象となる行為

施設の休廃止	・ 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
--------	-----------------------

3. 防災指針

3-1. 防災・減災に向けた課題の整理

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災・減災に向けた方針を定めます。

課題の抽出及び方針作成にあたっては、第2章で整理した人口密度分布等の基本情報と災害リスクの想定を重ね合わせることで分析を行います。

■ 基本情報

種類	情報	出典
人口	人口密度分布（R2）	国勢調査データ
避難所	避難所分布	摂津市防災タウンページ 2020 年版 摂津市防災ブック ーから教えて防災(摂津市) Project PLATEAU データ
建物	建物分布（建築年別）	固定資産情報より

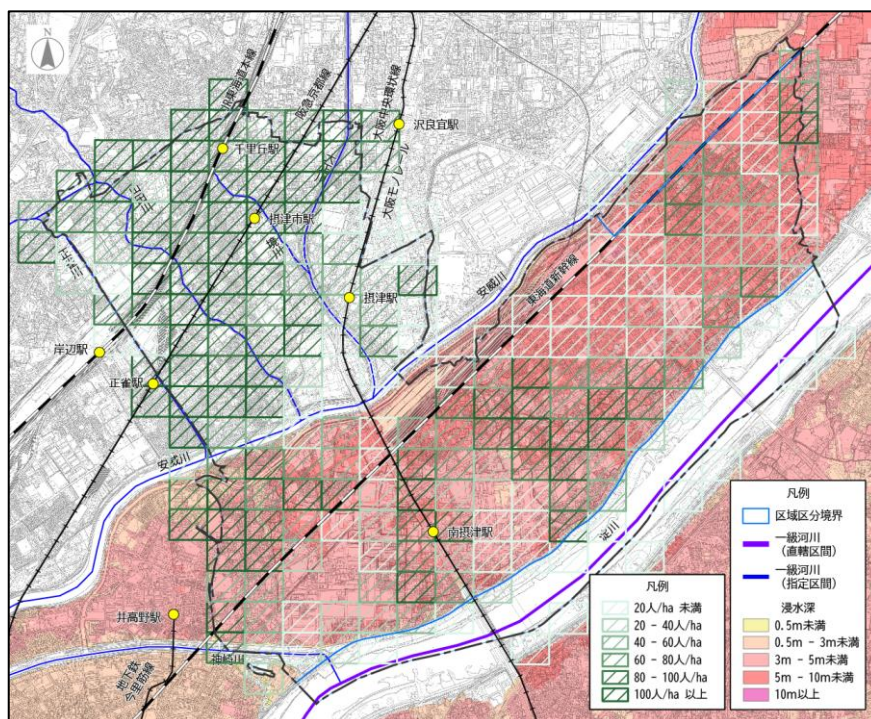
■ 災害リスクの想定

種類	情報	出典
洪水	浸水想定区域 （計画規模、想定最大規模）	浸水想定区域図（国土交通省及び大阪府）
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流、河岸浸食）	
	浸水継続時間	
地震	確率論的地震動予測地図 （今後 30 年以内・震度 6 弱以上の 揺れに見舞われる確率の分布図）	国立研究開発法人防災科学技術研究所 J-SHIS

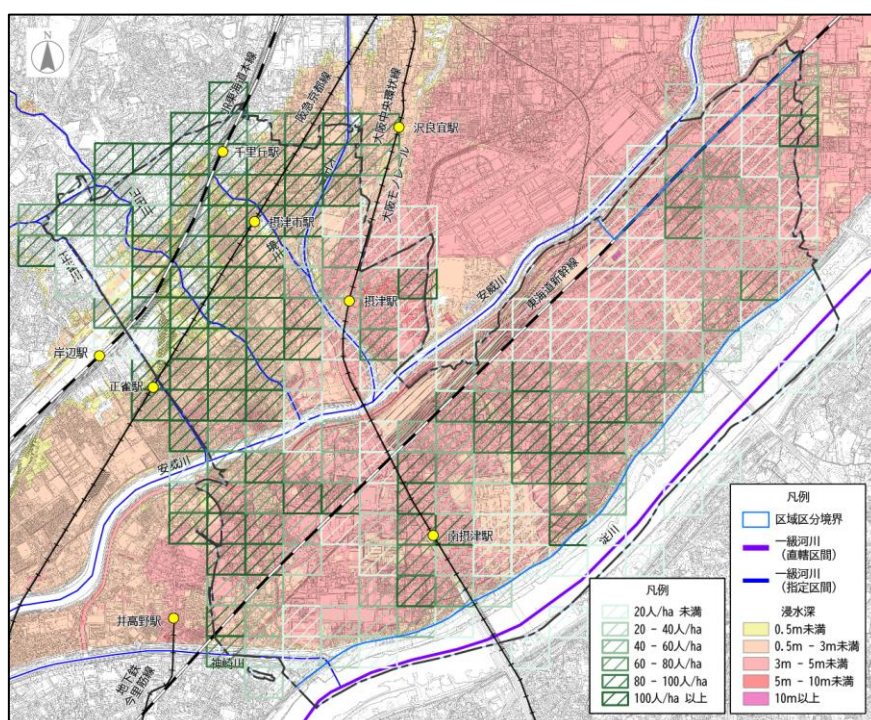
(1) 浸水想定区域 × 人口密度分布

浸水想定区域と人口密度分布の重ね合わせ結果をみると、千里丘地域の一部を除く市全域が浸水想定区域になっており、人口密度が高い区域の浸水も想定されます。

■ 浸水想定区域図（淀川、L2:想定最大規模）× 人口密度分布図(R2)



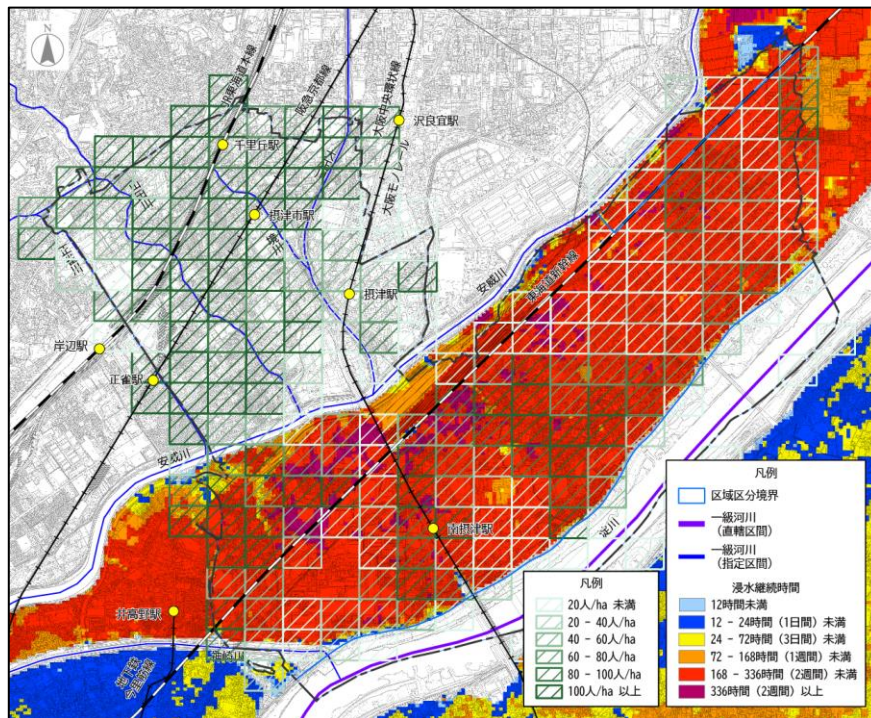
■ 浸水想定区域図（安威川流域、L2:想定最大規模）× 人口密度分布図(R2)



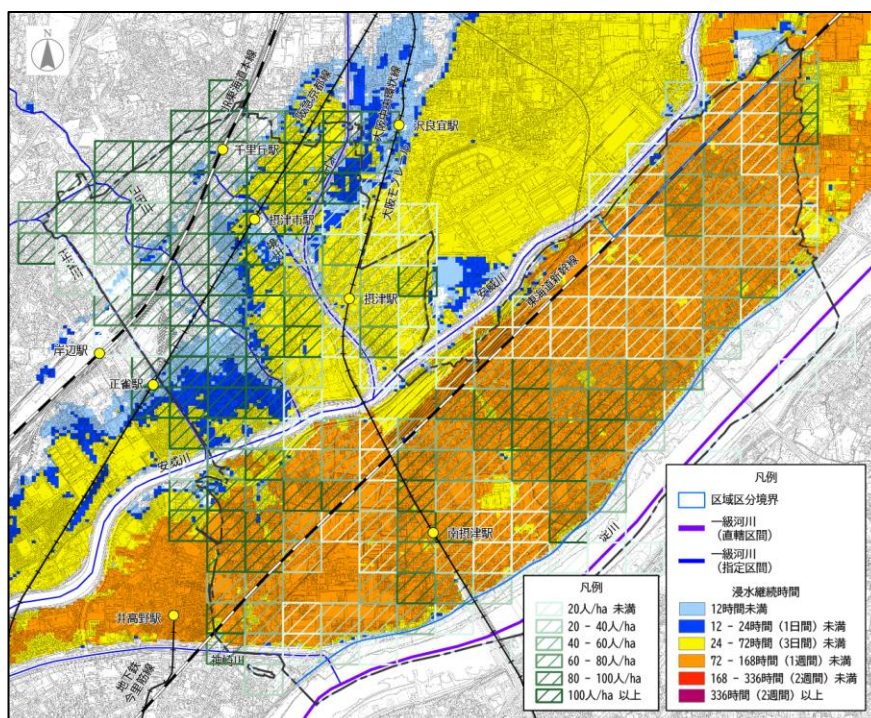
(2) 浸水継続時間 × 人口密度分布

浸水継続時間と人口密度分布の重ね合わせ結果をみると、人口密度の高い箇所を含む広範囲で浸水の継続による長期間の孤立が想定されます。

■ 浸水継続時間図（淀川）× 人口密度分布図(R2)



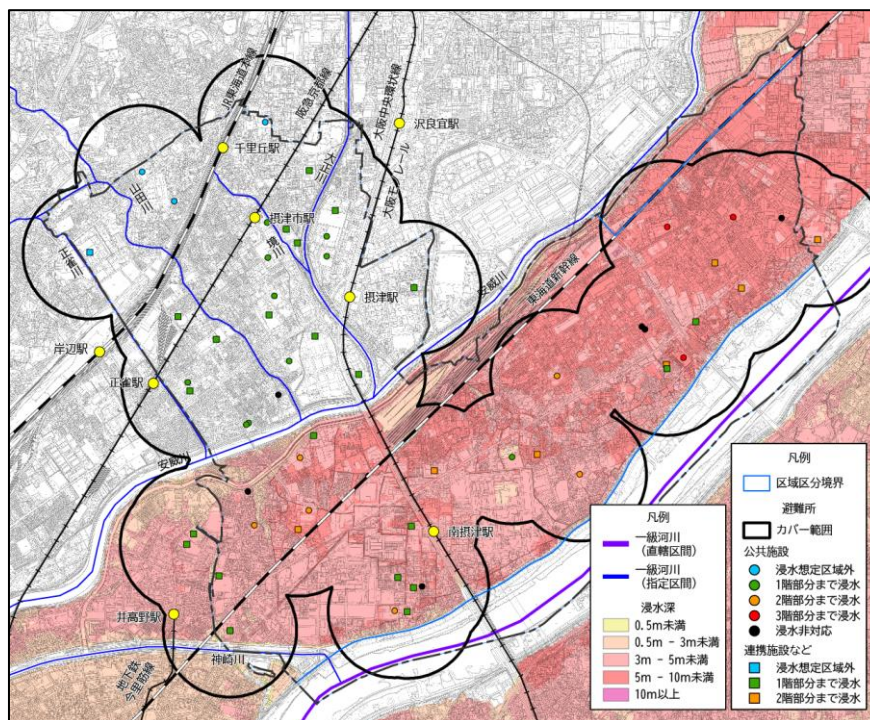
■ 浸水継続時間図（安威川流域）× 人口密度分布図(R2)



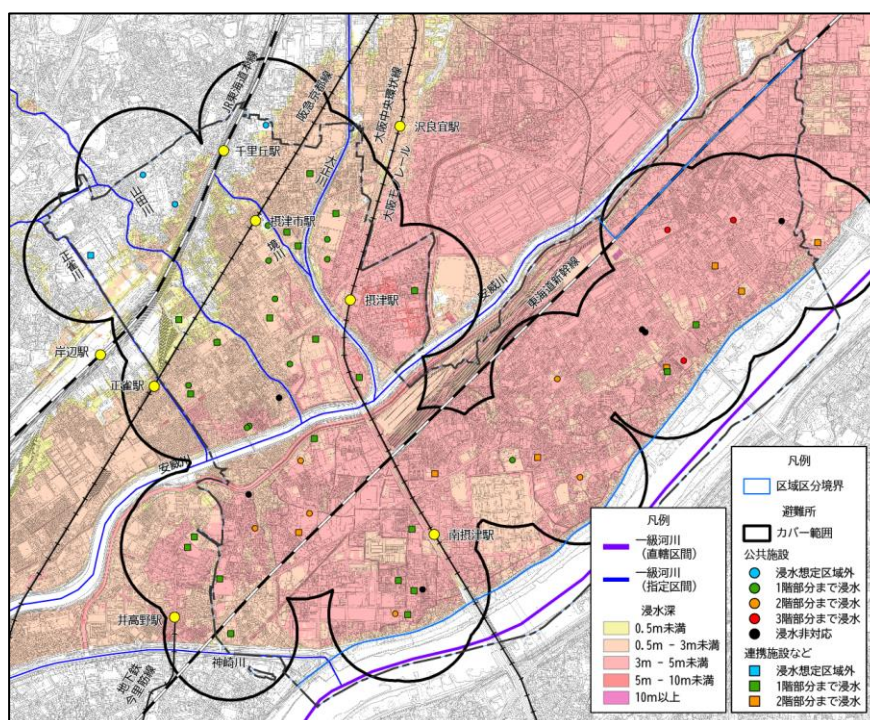
(3) 浸水想定区域 × 避難所分布

浸水想定区域と避難所分布の重ね合わせ結果をみると、鳥飼地域や別府地域の一部箇所では、浸水が想定されているものの避難所カバー圏外の箇所が見られます。

■ 浸水想定区域図（淀川、L2:想定最大規模）× 避難所分布図



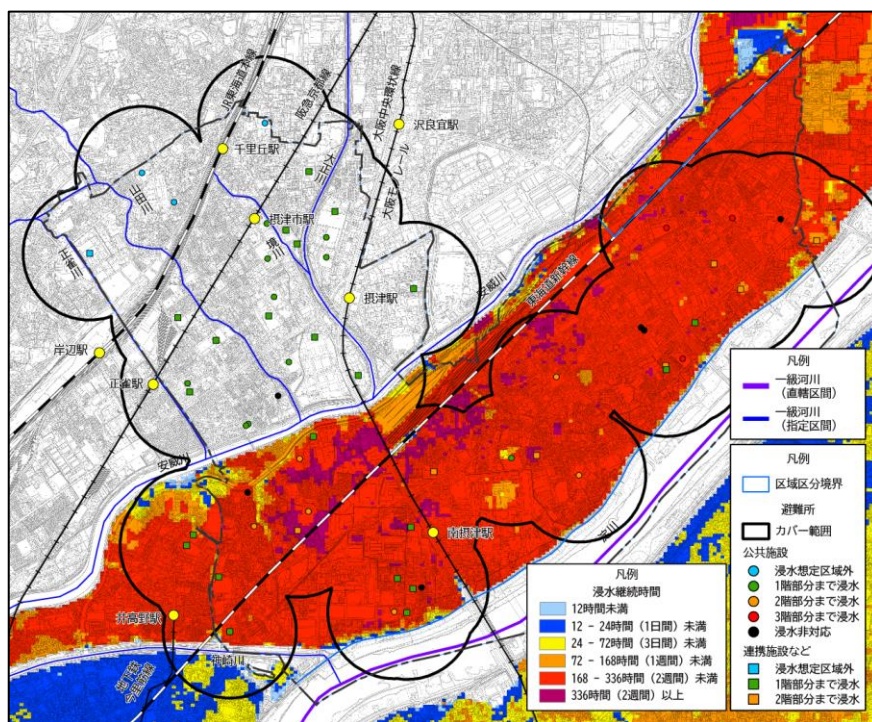
■ 浸水想定区域図（安威川流域、L2:想定最大規模）× 避難所分布図



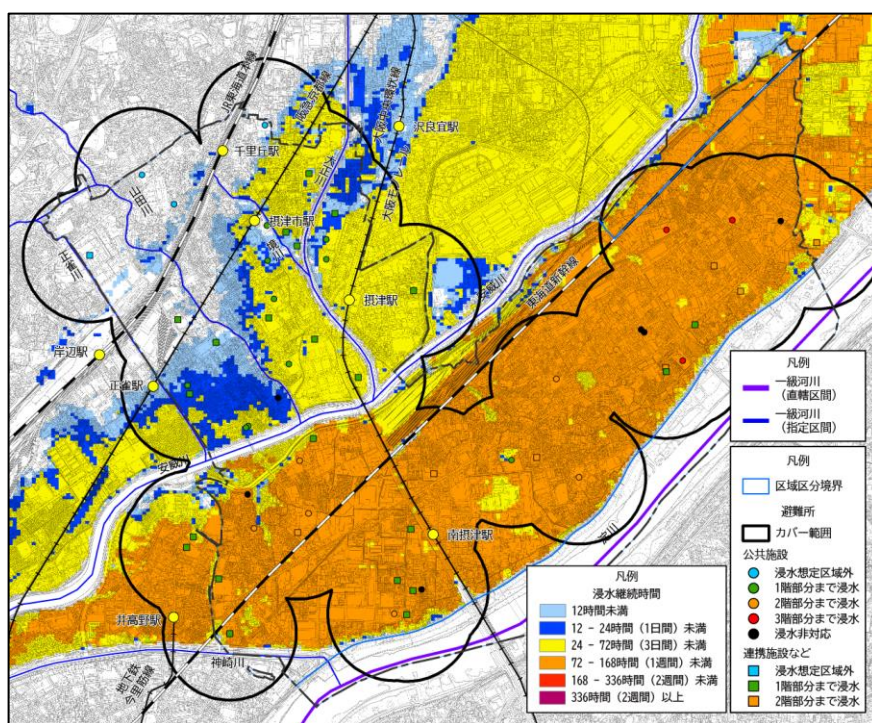
(4) 浸水継続時間 × 避難所分布

浸水継続時間と避難所分布の重ね合わせ結果をみると、長期間の浸水による避難所の孤立が想定されます。

■ 浸水継続時間図（淀川）× 避難所分布図



■ 浸水継続時間図（安威川流域）× 避難所分布図

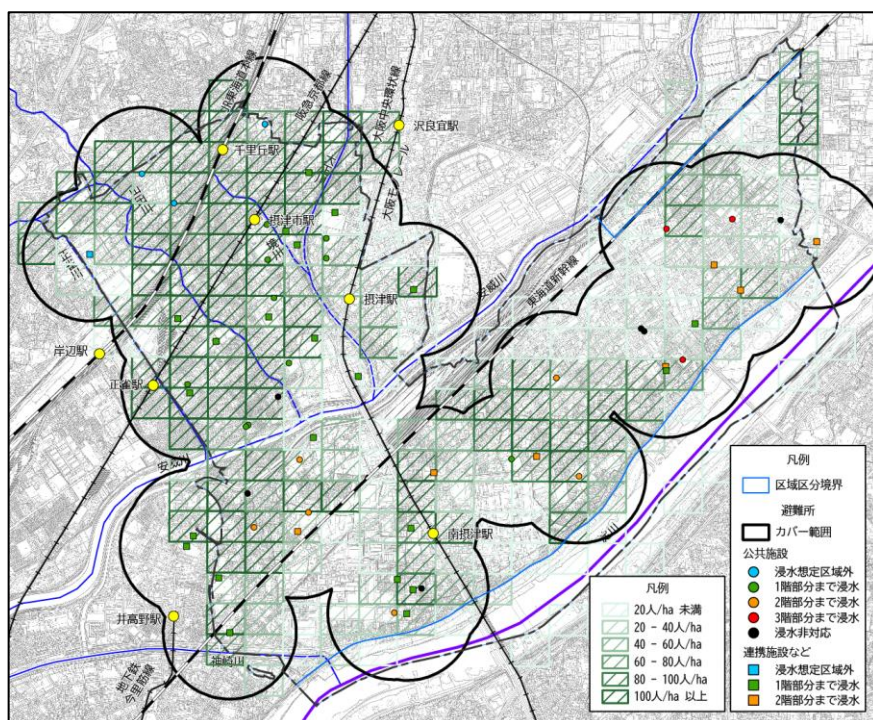


(5) 避難所分布 × 人口密度分布

避難所分布と人口密度分布の重ね合わせ結果をみると、千里丘地域や正雀・三島地域ではほぼ全域が避難所カバー圏に含まれていますが、鳥飼地域や別府地域では、人口密度が高いにもかかわらずカバー圏外となる箇所や、人口密度は低いものの工業系土地利用がなされており、一定の昼間人口が想定される地域がカバー圏外となっています。

また鳥飼地域や別府地域を中心に、人口密度が高いものの2階部分以上の浸水が想定されている避難所や浸水非対応の避難所があり、避難が困難である箇所が見られます。

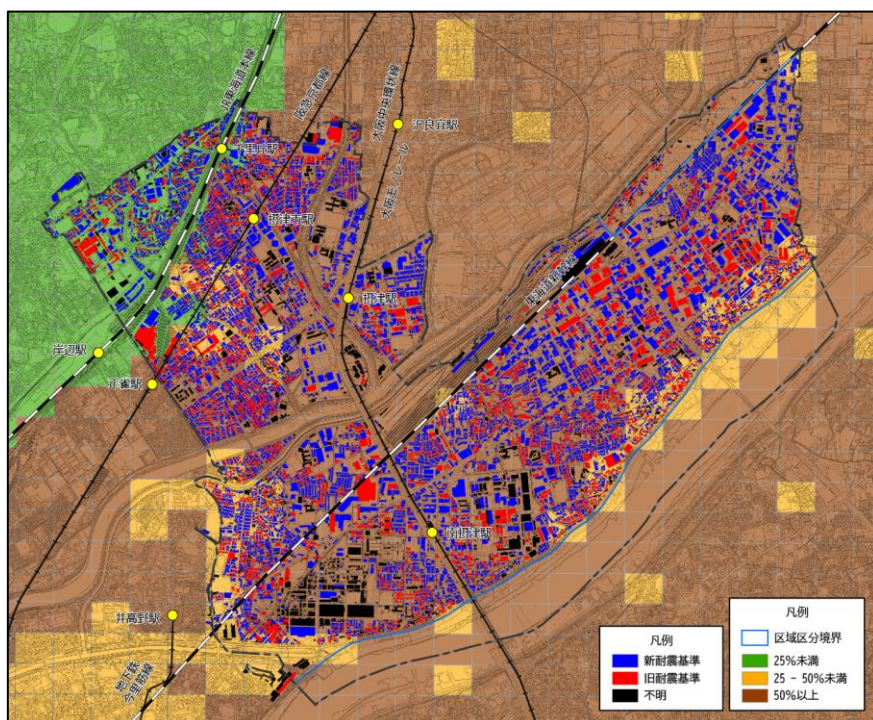
■ 避難所分布 × 人口密度分布(R2)



(5) 地震発生リスク × 建築年別建物分布

地震発生リスクと建築年別での建物分布の重ね合わせ結果をみると、千里丘地域の一部を除くほぼ全域で、今後 30 年において震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 50%を上回っており、旧耐震基準である昭和 56 年 6 月の建築基準法改正以前に建築された建築物も市域全域に広く分布しています。

■ 地震発生リスク × 建築年別建物分布



3-2. 防災・減災に向けた取組

防災・減災に向けた課題に対して、全体構想に掲げた方針を基本として、以下の取組により防災・減災対策を図ります。

また、それらの取組を補完するものとして、自助・共助の推進など、摂津市地域防災計画に基づいた取組についても連携を図ることで、地域防災力を高めます。

種別	取組内容	事業主体	実施時期		
			短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (20 年)
浸水	浸水想定を踏まえた公共施設の高台化	市			
浸水	企業等との協定締結による緊急避難場所の確保	市			
浸水	河川防災ステーションの整備促進	国・市			
浸水	洪水ハザードマップ等の防災情報の提供	府・市			
地震	公園の防災機能の充実	市			
地震	建築物の耐震化の促進	市			
地震	道路又は公園等に面する危険なブロック塀等の撤去	市			
地震	防災協力農地の登録促進による避難空間及び災害復旧用資材置き場等の確保	市			
浸水 地震	自主防災組織による防災訓練	市民			

4. 目標値

計画の効果を定量的に把握するため、第3章に掲げた目標に対応した目標値を以下のとおりに設定します。

目標1：安全・安心を実感できるまち

目標2：誰もが住みやすいと思える快適なまち

目標3：にぎわいと活力ある魅力あふれるまち

指標1：

指標	現況値 (令和2年)	目標値 (令和26年)
「摂津市は災害に強いまちづくりが進んでいると思う」と回答した市民の割合	37.6%	80.0%

※ 摂津市行政経営戦略の目標値を踏襲

指標2：

指標	現況値 (令和2年)	目標値 (令和26年)
「摂津市に住み続けたい」と回答した市民の割合	73.5%	80.0%

※ 摂津市行政経営戦略の目標値を踏襲

第6章 地域別構想

1. 地域区分

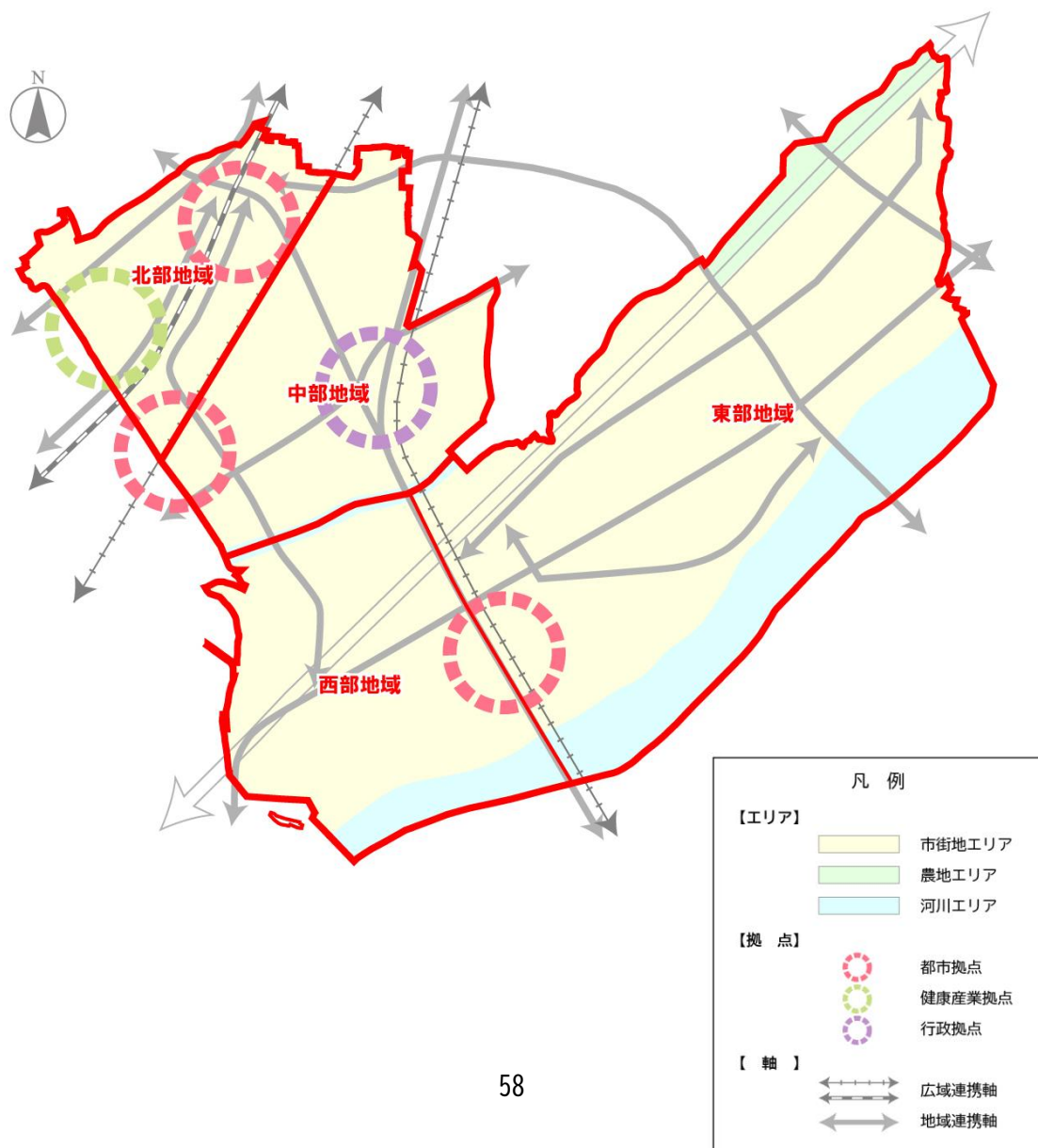
全体構想及び立地適正化計画の内容を踏まえ、地域別の方針を設定します。

全体構想で設定した都市防災、まちづくり、公共交通の各分野の視点から地域特性を次のように整理いたしております。

都市防災の視点では、阪急京都線以北の一部地域を除き、ほぼ市全域が浸水想定に含まれており、まちづくりの視点では、商業地の周囲に住宅地が広がる地域と住工混在の土地利用が広がる地域があり、公共交通の視点では、JR 東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールと大阪メトロと地域ごとに近い駅が利用されています。

以上のように整理をいたしました。地域区分については、全体構想で設定した都市防災、まちづくり（市街地整備・都市施設）、公共交通の各分野から整理した地域特性を踏まえ、設定します。

■ 地域区分



2. 北部地域

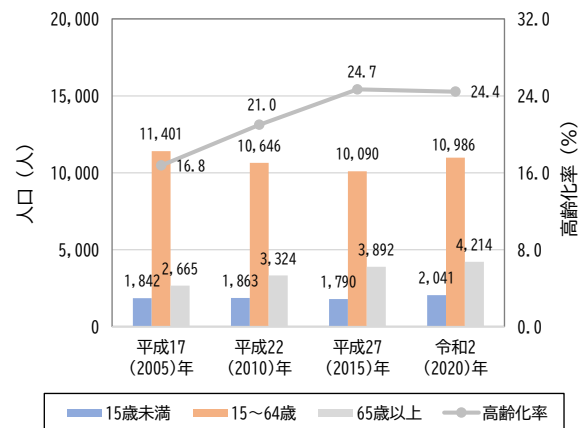
2-1. 地域の概況

- ・地域内には、鉄道駅として JR 東海道本線の千里丘駅、岸辺駅、阪急京都線の摂津市駅、正雀駅があり、鉄道駅を基点に地域内外をつなぐ路線バスが運行しています。
- ・まちづくりの状況として、JR 千里丘駅では、西地区において市街地再開発事業が進められています。
- ・吹田操車場跡地では、北部大阪健康医療都市（健都）として健康・医療をコンセプトとした土地利用が始まっています。
- ・阪急京都線では、正雀駅～南茨木駅間の約 2.1km の連続立体交差事業が進められています。
- ・都市施設の状況として、千里丘駅西地区の再開発事業に関わる千里丘駅前線や千里丘三島線の一部区間などが未整備（概成済）となっています。
- ・まちづくり動向の要因もあり、人口の推移としては平成 27 年から令和 2 年かけて大きく増加していますが、高齢者人口も同様に増加しており、高齢化率は横ばいで推移しています。
- ・土地利用の状況として、一般市街地及び集落地が広く分布していますが、JR 千里丘駅周辺や府道大阪京都高槻線沿いに商業地、建都周辺に一部工業地がみられます。
- ・災害想定として、3.0m以上の浸水想定区域はあまり含まれておらず、市域の中では比較的风险が低くなっています。

■ 位置図



■ 3 区分別人口の推移



■ 航空写真



2-2. 地域別方針

<都市防災の方針>

- ・一時避難地となる空間の確保を図ります。
- ・地域内に分布する公園については災害時に対応できる防災空間としての機能を高めます。

<まちづくりの方針>

- ・千里丘駅周辺の都市拠点については、交通結節機能の強化や新たな賑わいの創出に向けて、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業を推進するとともに、都市機能を誘導します。
- ・健康産業拠点については、健都イノベーションパークやその周辺に、健康と活力の増進につながる機能を誘導します。
- ・市内道路ネットワークの形成と渋滞解消に向け、他事業とも連携を図りながら、未整備となっている都市計画道路千里丘駅前線などの整備を推進します。
- ・中部地域にわたり、踏切事故や交通渋滞を解消するとともに市街地の一体化を図るため、阪急京都線連続立体交差事業を推進します。

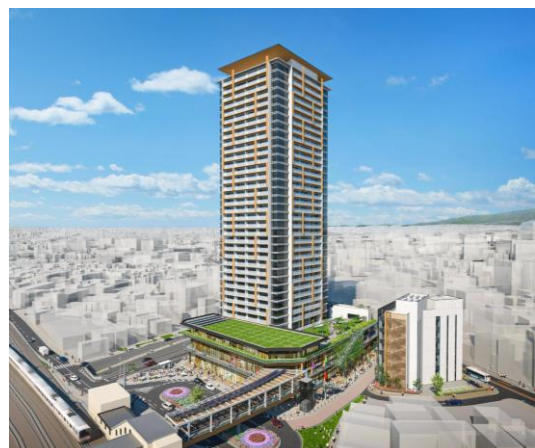
<公共交通の方針>

- ・利用実態やニーズを踏まえ、JR や阪急電鉄へのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通を検討します。

■ 千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業



<シンボルロードのイメージ>



<JR 千里丘駅上空から見た地区のイメージ>

■ 市街地整備及び都市施設方針図



3. 中部地域

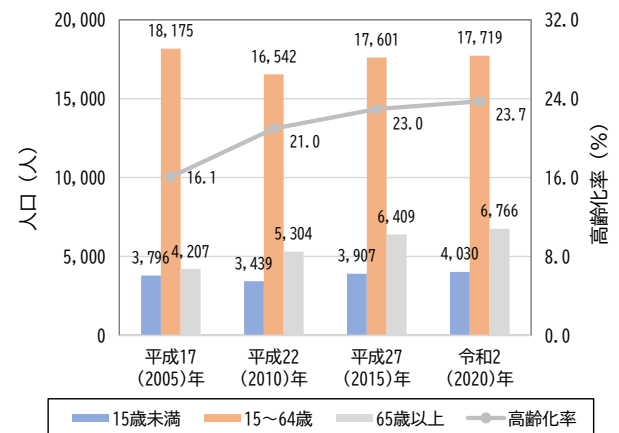
3-1. 地域の概況

- ・地域内には、鉄道駅として阪急京都線の摂津市駅、正雀駅、大阪モノレールの摂津駅があり、鉄道駅間や地域内外をつなぐ路線バスが運行しています。
- ・まちづくりの状況として、阪急京都線では、正雀駅～南茨木駅間の約2.1kmの連続立体交差事業が進められています。
- ・都市施設の状況として、阪急京都線の連続立体交差事業に関わる阪急東1号線や西1号線、阪急歩道1号線が未整備（概成済）となっています。
- ・人口の推移としては、平成17年から22年にかけて減少していますが、以降は微増傾向となっています。
- ・土地利用の状況として、一般市街地及び集落地が広く分布していますが、各鉄道駅周辺に商業地がみられるとともに、大阪モノレール摂津駅周辺に大規模な工業地や行政施設がみられます。
- ・災害想定として、阪急摂津市駅周辺や正雀駅周辺、大阪モノレール摂津駅周辺において、0.5m～3.0mの浸水深の区域が広がっており、人口密度も高くなっています。

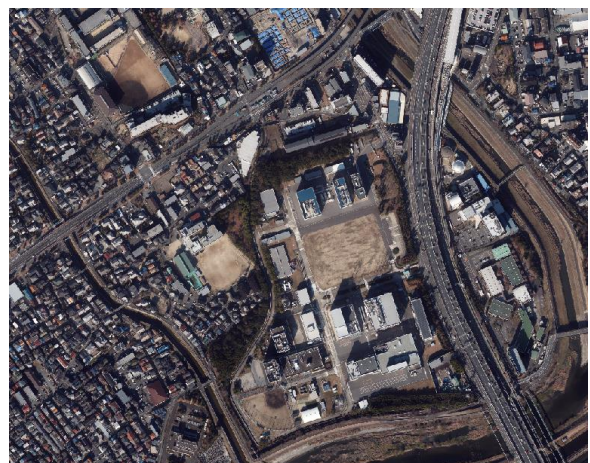
■ 位置図



■ 3区分別人口の推移



■ 航空写真



3－2. 地域別方針

<都市防災の方針>

- ・高台のネットワーク化に向けた整備を推進します。

<まちづくりの方針>

- ・北部地域にわたり、踏切事故や交通渋滞を解消するとともに市街地の一体化を図るため、阪急京都線連続立体交差事業を推進します。
- ・正雀駅周辺の都市拠点については、駅前における賑わいの創出に資する広場の整備を推進します。
- ・都市間連携の強化に向け、都市間の移動を支える広域幹線道路ネットワークの形成を促進し、地域経済活性化を図ります。
- ・市内道路ネットワークの形成と渋滞解消に向け、他事業とも連携を図りながら、未整備となっている都市計画道路阪急東1号線などの整備を推進します。
- ・ごみ処理の広域化に伴う、今後の処理施設のあり方について検討します。

<公共交通の方針>

- ・利用実態やニーズを踏まえ、JR や阪急電鉄、大阪モノレールへのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通を検討します。

■ 阪急京都線連続立体交差事業完了後イメージ



(今後変更する可能性があります)

市街地整備及び都市施設方針図



4. 西部地域

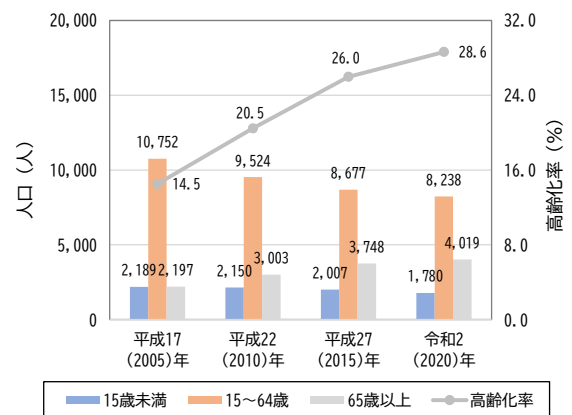
4-1. 地域の概況

- ・地域内には、鉄道駅として大阪モノレール南摂津駅がある他、大阪メトロ井高野駅にも近接しており、地域内外をつなぐ形で路線バスが運行しています。
- ・都市施設の状況として、本地域内に都市計画道路の指定はありません。
- ・人口の推移としては、減少傾向に対して高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率が市内でも比較的高くなっています。
- ・土地利用の状況として、東海道新幹線以南に大規模な工業地が分布しているほか、広く住宅地が分布しています。
- ・災害想定として、3.0m～5.0m及び5.0m以上の浸水深の区域が大きく広がっており、淀川が氾濫した際には、全域で最大2週間以上の浸水継続の発生が予測されています。

■ 位置図



■ 3区分別人口の推移



■ 航空写真



4－2．地域別方針

<都市防災の方針>

- ・高台のネットワーク化に向けた整備を推進します。

<まちづくりの方針>

- ・周辺環境と調和のとれた、地区の特性を活かした住環境を維持します。
- ・整備した都市施設の効果を継続して発揮させるため、建替等も視野に入れた適切な維持管理を行います。
- ・渋滞の解消に向けた道路整備の促進を図ります。

<公共交通の方針>

- ・利用実態やニーズを踏まえ、大阪モノレールや大阪メトロへのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通を検討します。

■西部地区遠景



■ 市街地整備及び都市施設方針図



5. 東部地域

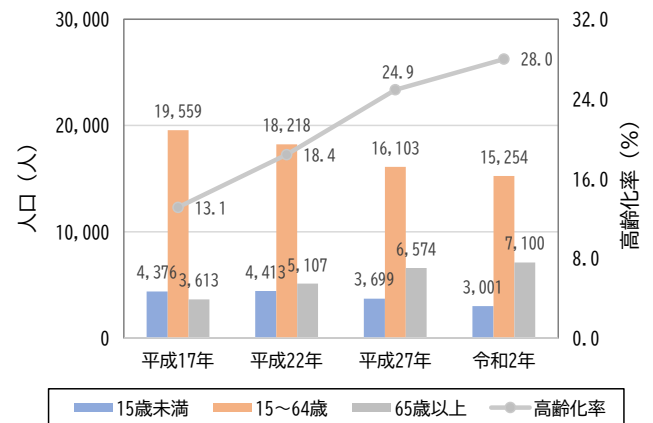
5-1. 地域の概況

- ・地域内には、鉄道駅として大阪モノレール南摂津駅がありますが、路線バスが地域内外をつなぐ主要な移動手段となっています。
- ・都市施設の状況として、一部未整備の都市計画道路があります。
- ・人口の推移としては減少傾向であることに對して、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率が市内でも比較的高くなっています。
- ・土地利用の状況として、一部で大規模な工業地や小規模な工業集積地がみられる他、住宅地が広く分布しており、住宅地と工業地が混在する地域もみられます。
- ・災害想定として、3.0m～5.0m及び5.0m以上の浸水深の区域が大きく広がっており、淀川が氾濫した際には、全域で最大2週間以上の浸水継続の発生が予測されています。

■ 位置図



■ 3区分別人口の推移



■ 航空写真



5－2. 地域別方針

<都市防災の方針>

- ・高台のネットワーク化に向けた整備を推進します。
- ・河川防災ステーションの整備を促進するとともに周辺整備について検討を進めます。

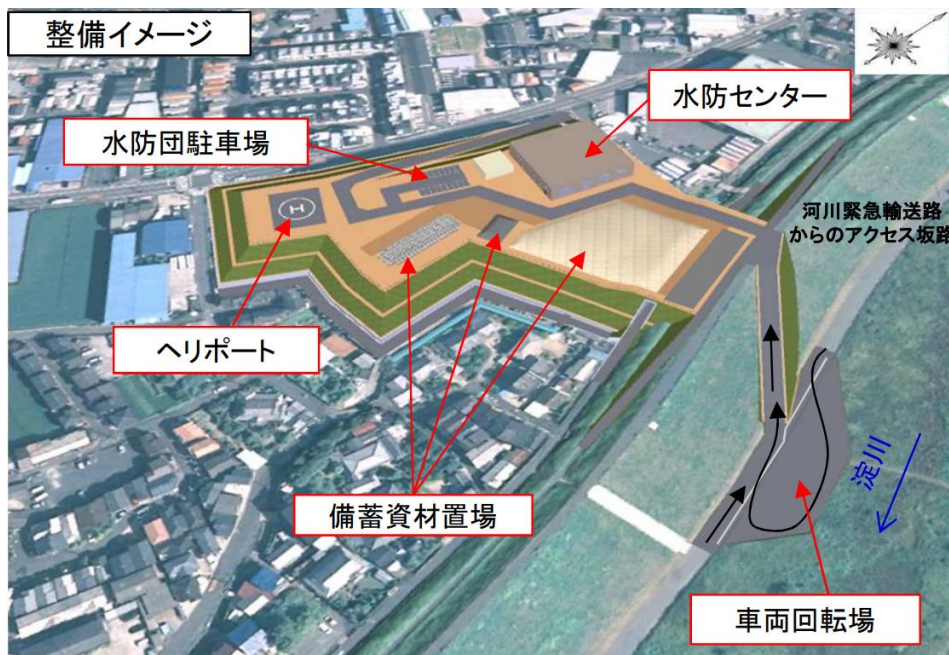
<まちづくりの方針>

- ・市内道路ネットワークの形成と渋滞解消に向け、未整備となっている都市計画道路新在家鳥飼上線の整備を推進します。
- ・地域内の河川や水路、農地を活かした快適な空間形成を図ります。
- ・南摂津駅周辺の都市拠点については、賑わいの創出に向けた都市機能を誘導します。
- ・住宅地と工業地の複合地区については、住宅地と工業地のそれぞれの環境に配慮しつつ、共存に向けて調和のとれた環境の維持を図ります。
- ・市街化調整区域に広がる農地については、無秩序な土地利用を抑制し、良好な農空間の維持を図ります。
- ・渋滞の解消に向けた道路整備の促進を図ります。

<公共交通の方針>

- ・利用実態やニーズを踏まえ、大阪モノレールへのアクセス性向上や、平坦な地形を鑑みた持続可能な公共交通を検討します。

■ 河川防災ステーション整備イメージ



出典：国土交通省淀川河川事務所 HP

■ 市街地整備及び都市施設方針図



第7章 計画の実現に向けて

1. 計画の実現に向けて

○ 庁内の横断的連携

本計画は、全体構想に示す都市防災、まちづくり（市街地整備・都市施設）、公共交通といった各分野での取組が必要であり、庁内の横断的な連携を図ります。

○ 各種都市計画制度の活用

本計画に定めた方針に基づき、個々の事業や施策を検討する中で、必要に応じて都市計画の決定・変更を行うなど、適切な各種都市計画制度の活用を図ります。

○ 協働のまちづくりの推進

本計画の実現に向けては、行政主体の取組と合わせて、必要に応じて市民や企業、NPO等の多様な主体の意見を聞く場をとりいれることや、市民主体の取り組みの活発化を図るなど、各々が協力し合う協働のまちづくりを推進します。

○ 新技術を活用したまちづくりの検討

国が提唱する Society 5.0 の実現による高度情報化社会の到来を見据え、ICT・IoT、AIといった新技術を活用したまちづくりを検討します。

○ 計画の見直し

本計画は概ね 20 年後のまちの将来像を展望した計画ですが、進捗状況を管理しつつ今後の社会経済情勢の変化や上位計画及び関連計画等の見直し等を踏まえ、適宜見直しを検討します。